

建設水道委員会記録

○開催日時

平成28年9月21日 午前9時59分～午後3時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 宮里兼実
副委員長 下園政喜
委員 川畑善照

委員 大田黒博
委員 新原春二
委員 谷津由尚

○説明のための出席者

監査委員 篠原和男
監査委員 杉菌道朗

入来区画整理推進室長 引地明吉
建築住宅課長 福島和朗
課長代理 江口盛幸

建設部長 泊正人
建設政策課長 須田徳二
建設整備課長 吉川正紀
都市計画課長 山村昭一郎
建設維持課長 内田俊彦
区画整理課長 川畑稔

水道局長 新屋義文
水道管理課長 草留隆志
水道工務課長 四元新一
下水道課長 徳重勝美

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

主幹兼議事グループ長 久米道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第135号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算） 議案第136号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算） 議案第148号 剰余金処分及び決算の認定について（平成27年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成27年度薩摩川内市水道事業会計決算） 議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	水道管理課 水道工務課
議案第137号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算） 議案第138号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算） 議案第139号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算） 議案第140号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算） 議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	下水道課
議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建設政策課 建設整備課 建設維持課 都市計画課
議案第142号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算） 議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	入来区画整理推進室
議案第141号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算） 議案第143号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算） 議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	区画整理課
議案第134号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建築住宅課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思います。

また、本日は概ね建設維持課まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によって残りの箇所の審査を進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、本日からの審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず、本日からの委員会は決算認定議案のみの審査を行い、所管事務調査は行いませんので、審議をされる場合は決算に関連したものとなるよう、御留意ください。

また、決算認定議案については、各課の審査の冒頭に部局長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることにしておりますので、よろしくお願いします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△水道管理課及び水道工務課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課・水道工務課の審査に入ります。

まず、水道管理課・水道工務課関係の決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）おはようございます。それでは、水道管理課及び水道工務課の決算の概要について、御説明いたします。決算附属書の165ページをお開きください。

まず、一般会計についてでございますが、水道事業など記載の3事業に繰出金を支出いたしました。

次に、開けていただきまして、166ページでございますが、旧工業用水道事業の維持管理に係る支出をいたしております。

次に、167ページでございますが、簡易水道事業特別会計について、御説明いたします。

土川簡易水道のほか25箇所の簡易水道につきまして、適正な維持管理を行いながら、里地区の遠方監視設備事業及び鹿島町の藺牟田地区では基幹改良事業等を、また川内・祁答院地区の老朽管布設がえ工事等を実施し、安全で安心な飲用水の安定供給に努めました。

なお、平成27年度末現在の簡易水道事業26箇所の給水人口等の諸元につきましては、右下の表に記載のとおりでございますが、平成28年度からは本土地域の17の簡易水道事業を水道事業に統合するとともに、甌島の九つの簡易水道事業を上甌島と下甌島の2つの簡易水道事業に集約したところでございます。

次に、開けていただきまして、168ページでございます。

温泉給湯事業特別会計では、樋脇、入来及び祁答院地域の五つの公衆浴場及び分湯施設について事業を実施し、公衆浴場につきましては一部を除き、指定管理による運営を行いました。

なお、入来地域では、入来温泉湯之山館を平成27年4月4日にオープンし、現在、市直営による運営をいたしておりますが、先般、条例改正案を可決していただいたとおり、来年4月からの指定管理による運営とすることといたしております。

右下に平成27年度の各公衆浴場の運営状況をお示ししておりますが、これまで全体の利用者数は減少傾向にございましたが、平成27年度は入来温泉湯之山館のオープン効果もあり、前年より約35,000人増加したところでございます。

次に、水道事業の概要について説明いたしますので、別冊となっております平成27年度薩摩川内市水道事業会計決算書を御準備いただきたいと思っております。同決算書の10ページをお開きください。薄い決算書でございます。

平成27年度の事業報告でございますが、1の概況の（1）総括事項のうち、イの業務量の項でございます。平成27年度末における給水件数は3万6,403件で、前年度比63件の増、また、給水人口は7万9,115人で、前年度比87人の増となりました。

なお、総有収水量は796万7,976立方メートルで、前年度比0.24ポイント増加、有収率は

91.4%となり、0.1ポイント減少しました。

次に、ロの建設改良事業につきましては、主に配水管布設替工事等を実施し、6億3,819万3,680円を執行いたしました。

次に、ハの経営状況でございますが、営業収益は、3行目でございますが、前年度比2,426万3,757円減の11億8,965万7,051円でございます。一方、営業費用は2,905万4,188円減の10億6,408万4,306円で、その結果、差し引き営業利益は、前年度比479万431円増の1億2,557万2,745円となりました。

次に、営業外収益は、前年度比10万4,354円増の1億446万8,779円、営業外費用は前年度比183万3,063円減の8,632万4,368円で、営業利益から営業外収支を加減した経常利益は、前年度比672万7,848円増の1億4,371万7,156円となりました。

これに、特別損失2,603万9,002円を計上し、当年度純利益は前年度比94万1,910円減の1億1,767万8,154円となりました。

以上が、平成27年度の水道事業の事業概況でございますが、今後におきましても、平成28年度から実施しております事業統合やお客さまセンターの開設など、スケールメリットを生かした事務の効率化、民間への業務委託などによる経費削減を積極的に進めるとともに、改定させていただいた水道料金の増収分を財源に、更新時期を迎える水道施設について、耐震性を考慮した計画的な更新整備や効率的な維持管理を行い、企業としての経済性を発揮しつつ、安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスに努めてまいりたいと考えております。

以上で、水道管理課・水道工務課の概要説明を終わります。

詳細につきましては、課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

△議案第135号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第135号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題

とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、議案第135号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計決算につきまして、説明いたします。水道管理課と水道工務課両課の所管であります。説明は水道管理課で一括説明、質問につきましては所管課で答弁することで、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、歳出から説明いたします。218ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、市内26カ所の簡易水道事業施設の管理運営に要する経費で、支出済額3億2,157万8,401円であります。

支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。水道管理課・水道工務課2課分であります。

水道管理課分につきましては、検針収納業務委託料ほか29件の委託料が主なものであります。

水道工務課分につきましては、簡易水道管理人8人及び下甌の水道業務作業嘱託員1人の報酬、職員11人の給与費、甌島簡易水道事業創設認可申請業務委託ほか46件の委託料、祁答院簡易水道下手地区配水管布設替え工事2工区ほか31件の工事請負費であります。また、送水ポンプほか3件の備品を購入しております。

次に、2款事業費1項1目施設整備費、支出済額1億6,895万9,227円であります。

支出の主なものについて、備考欄で説明いたします。

下甌簡易水道建設事業費では、国県補助金を活用した瀬々野浦地区配水管布設替え工事26-2ほか4件を実施し、全て前年度からの繰越分であります。

鹿島簡易水道建設事業費では、鹿島地区配水管布設替え詳細設計業務委託ほか2件の委託料、鹿島地区配水管布設替え工事27-1ほか10件を実施し、うち7件が前年度からの繰り越し分であります。

遠方監視施設整備事業費では、電源立地地域対策交付金を活用した、里地区簡易水道施設遠方監視実施設計業務委託、里地区遠方監視制御設備工事を実施しております。

3款1項1目元金は、支出済額1億4,443万8,281円であります。

2 目利子は支出済額 3,846 万 6,642 円であります。

5 款 1 項 1 目予備費につきましては、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして、212 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目水道使用料の 1 節給水使用料は、9 地域 26 簡水の現年度分の水道使用料で、調定額 3 億 5 1 5 万 8,730 円、収入済額 3 億 3 5 2 万 1,140 円で、歳入還付未済額 3 万 8 7 0 円を控除した実質収入額は 3 億 3 4 9 万 2 7 0 円であります。

2 節給水負担金は、調定額、収入済額共に 5 7 3 万 9,620 円で、収入未済額はありません。

4 節給水使用料滞納繰り越し分は、調定額 4 9 7 万 3,980 円に対し、収入済額 1 8 7 万 1 0 円であります。

また、本年度 2 2 万 7,850 円不納欠損処理し、収入未済額は 2 8 7 万 6,120 円となっております。

214 ページになります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節簡易水道事業補助金の収入済額 4,678 万 9,000 円は、生活基盤近代化事業に係る瀬々野浦地区及び鹿島地区配水管布設替え工事分で、うち 3,448 万円分は、前年度繰り越し事業分であります。

4 款県支出金 1 項 1 目 1 節簡易水道事業補助金の収入済額 5,901 万 5,000 円は、遠方監視施設整備に係る電源立地地域対策交付金及び甌島地域の瀬々野浦地区及び鹿島地区の飲用水施設整備に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、うち 2,441 万円は、前年度繰り越し事業分であります。

6 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 2 億 1,380 万 3,000 円は、施設整備費、管理運営費に不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

7 款繰越金 1 項 1 目 1 節前年度繰越金は 1,331 万 3,105 円であります。

8 款諸収入 2 項 1 目 1 節雑入は、収入済額 3 6 8 万 2,477 円で、備考欄のとおり、原子力立地給付金、移転補償費等であります。

9 款市債 1 項 1 目 1 節簡易水道事業債、収入済額 5,860 万円は、甌島地域の補助事業実施に伴うもので、うち 4,040 万円は、前年度繰り越し事業分であります。

222 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額 7 億 7 1 6 万 5,000 円、歳出総額 6 億 7,344 万 3,000 円、歳入歳出差引額 3,372 万 2,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も 3,372 万 2,000 円であります。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、財産に関する調書の 367 ページをお開きください。

行政財産の下の方、簡易水道施設の項目の土地については、増分 7 4 平方メートルが祁答院下手地区配水池への進入路分で、登載漏れであります。

次の 368 ページになります。

(4) 物権の表、行政財産に地役権として、土川簡易水道の配水管敷地 1 5 9 平方メートル設定しているものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）何もないというのはいけないので、213 ページの給水使用料による滞納繰り越し分の不納欠損を 2 2 万 7,850 円決済をされてますけど、この内訳と、具体的な中身っていうのはどんなものでしょう。

○水道管理課長（草留隆志）不納欠損の 2 2 万 7,850 円の内訳でございますが、行方不明の方が 1 1 件、1 万 3,140 円、死亡の方が 5 7 件、2 1 万 4,710 円、合計の 2 2 万 7,850 円の不納欠損をしたものでございます。

以上です。

○委員（新原春二）不明はしょうがないにしても、死亡というのは、全くその人が死亡したときには、もう後、相続の関係にはもう陥らないのか、それをしてダメだったのか、そこら辺はどうですか。

○水道管理課長（草留隆志）死亡した場合に家族の方がいらっしゃって、水道料金を納めていた

だけということであれば、その方たちにお支払いをお願いしている状況でございます。

以上です。

○委員（新原春二） そうしても57件は家族にも請求できずに不納欠損をしたということですよ。件数的に結構多いんですけども、額的にはそんなに影響はないんでしょうけども、そこら辺の規定というのは、こういった場合はもう不納欠損に出しますよという一つのラインというものはあるんですかね。全く、その時点での判断になりますか。

○水道管理課長（草留隆志） 一応、不納欠損につきましては、消滅時効の起算日から5年を経過して、かつ死亡された方が倒産された法人、行方不明者に係る徴収不能な料金について不納欠損処理をしますので、一応、徴収不能ということであった場合には、不納欠損という処理をしている状況でございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（大田黒 博） 関連ですが、この給水使用料の滞納分の方々は、どういう方々なのか。もう長く続いているんでしょうか。その辺、少し内容、お教え願えませんか。

○水道管理課長（草留隆志） 一応、滞納があった場合には督促状を出します。その後、年間スケジュールをつくりまして、停水予告状を発送し、電話催告・戸別訪問によるメモ入れという形で、最終的には停水という形を実施するんですけども、中にはもう1期、2期でも、納付書が来ても払い忘れたとかという方もいらっしゃいますけども、中にはやっぱりもうずっと慢性的に滞納という方もいらっしゃるの、その個々によってかなり滞納されてる方の実態というのは違ってきております。

以上です。

○委員（大田黒 博） 実際、そういう方々がどの程度、どういう形で期間的に長く滞納されていて、水道、とめられたときにどういうことが生じているのか。各地域で、自分でこう、ボーリングしたりとかそういうふうに行くのか、今、ありましたように、不納欠損のほうに何らかの形で期間を置いて行くのか、その辺の推移と言いますか、少し教えてもらえませんか。

○水道管理課長（草留隆志） 最終的には停水実施という形にはなっていくんですけども、実際はなかなかお金、水道料金を払えないという方もいらっしゃると思いますので、その方たちについては分納誓約という形で分割して納入していただくと。停水実施ですよという形でやって、滞納者の方から、ちょっと今月は払えませんが、来月まで待ってくださいという形になった場合は、もう停水は実施いたしておりません。

ですから、一応、メモを入れていつから停水しますとか、停水を実施しますという形ではお届けするんですけど、その方たちの実情というか、その方たちによっていろいろ相談されたりされた場合は、もう停水は、実際はできないという形にはなっています。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第136号 平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計決算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第136号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、議案第136号平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計決算について、説明いたします。231ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、樋脇・入来・祁答院の温泉事業施設の管理運営に要する経費であり、支出済額1億2,469万2,639円であります。

主な支出内容を備考欄で説明いたします。水道

管理課・水道工務課２課分であります。

水道管理課分は、検針業務委託ほか１件の委託料が主なものであります。

水道工務課分は、湯之山館嘱託員３人分の報酬、職員１人分の給与費、入来温泉湯之山館浄化槽維持管理業務委託ほか８件の委託料で、うち、１件が前年度からの繰り越し分であります。また、祁答院大村温泉泉源配湯管布設替え工事ほか１２件、建物等移転補償費一般会計前年度繰り入れ分の繰出金であります。

２款１項１目施設整備費は支出済額２,９６６万４,８００円は、入来区画配湯管布設工事ほか８件で、うち、３件が前年度からの繰越金であります。

５款１項１目予備費、予算現額１００万円は予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

続きまして、歳入について説明いたしますので、２２７ページをお開きください。

歳入の主なものを説明します。

１款使用料及び手数料１項１目１節温泉使用料は、湯之山館の入浴使用料等で、収入済額３,０２３万６,４６０円であります。

１項２目分湯使用料は、１節が現年度分の方湯使用料、２節が滞納繰越分で、現年分・滞納分合計で、収入済額２,９９３万１,６７０円で、収入未済額が１２７万９,７００円であります。

３款繰入金１項１目１節一般会計繰入金は、収入済額２,３８１万６,０００円であります。

４款繰越金１項１目１節前年度繰越金は、収入済額２,０８２万９,０４３円であります。

５款３項１目雑入は、収入済額５,８１７万８,５４９円で、移転補償費等であります。

２３３ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額１億６,３００万８,０００円、歳出総額１億５,４３５万７,０００円、歳入歳出差引額８６５万１,０００円で、翌年度へ繰り越す財源がありませんでした。実質収支額は１,０００円未満の端数整理をした８６５万円となります。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、３６８ページをお開きください。

（４）物権のうち、行政財産として温泉権２４か所のうち、１９か所を管理しております。増減はありません。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第１４８号 平成２７年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成２７年度薩摩川内市水道事業会計決算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１４８号平成２７年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成２７年度薩摩川内市水道事業会計決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第１４８号剰余金処分及び決算の認定について説明いたしますので、別冊となっております水道事業会計決算書の１ページをお開きください。

水道事業決算報告書の収益的収支及び資本的収支の予算・決算の状況について、説明いたします。

まず、（１）収益的収支の収入において、予算額合計１３億８,００９万１,０００円に対し、決算額１３億８,７７５万６４８円。収益的収支の支出において、予算額合計１３億３,７３３万円に対し、決算額１２億２,８１３万１,８９１円となり、執行率９１．８％であります。

（２）資本的収支の収入において、予算額合計２億９０５万２,０００円に対し、決算額２億２,１０４万８,７２３円。資本的収支の支出において、予算額合計１１億６,２７１万８,０００円に対し、決算額１１億４５２万３,４２２円となり、執行率９５．０％であります。

また、資本的収支で不足する額８億８,３４７万

4,699円は、下段の表の下に記載してありますように、各財源で補填しております。

3ページをお開きください。

平成27年度の損益計算書について説明いたします。

まず、営業利益から説明します。

1 営業収益は、(1) 水道料金・給水負担金の給水収益と、(2) その他の営業収益合計で11億8,965万7,051円であります。

2 営業費用では、(1) 原水及び浄水費から(5) 資産減耗費までの合計10億6,408万4,306円となり、営業利益は、差し引き1億2,557万2,745円となっております。

次に、経常利益になります。

3 営業外収益は、(1) 受取利息及び配当金から(5) 資本費繰り入れ収益までの合計1億446万8,779円、4 営業外費用では、(1) 支払利息及び企業債取り扱い諸費から(2) 雑支出までの合計8,632万4,368円となり、営業利益に営業外収支を加減した経常利益が1億4,371万7,156円となっております。

また、4ページ、5特別損失として、固定資産売却損等2,603万9,002円、経常利益に特別損失を減じ、当年度純利益が1億1,767万8,154円となりました。

5ページをお開きください。

剰余金計算書から本年度増減のあった科目について、説明いたします。表の下段、当年度変動額の欄になります。

受贈財産評価額4,175万5,000円の増がありますが、これは旧消防庁舎への水道局移転に伴い、土地を所管がえにより受け入れたものであります。

また、未処分利益剰余金の1億84万3,000円の増は、減債積立金分です。1億1,767万8,154円の増は、本年度の純利益であります。当年度末未処分利益剰余金合計2億1,852万1,154円となりますが、この未処分利益剰余金を議会の議決を得て、処分するものであります。

下段の表が平成27年度薩摩川内市水道事業剰余金処分計算書(案)になります。

平成27年度末の未処分利益剰余金を、自己資本金への組み入れ、減債積立金への積み立て処分

するものであります。御承認方よろしく申し上げます。

7ページをお開きください。平成27年度貸借対照表について、説明いたします。

1 固定資産のうち、(1) 有形固定資産につきましては、後ほど有形固定資産明細書で説明いたしますが、平成27年度の建設改良費で取得した固定資産を、科目別に計上しております。

(2) 無形固定資産は、電話加入権、水利権であります。

以上、固定資産合計133億8,493万844円であります。

2 流動資産は、現金預金ほか合計で9億4,602万2,803円であります。固定資産と流動資産の資産合計で143億3,095万3,647円であります。

8ページになります。

3 固定負債は、(1) 企業債から(3) 引き当て金までの合計38億8,110万6,960円、

4 流動負債は、(1) 企業債から(5) その他流動負債で、流動負債合計4億9,765万3,704円、5 繰り延べ収益は、(1) 長期前受け金と(2) 長期前受け金収益化累計額で、繰り延べ収益合計19億9,655万8,540円となり、負債合計で63億7,531万9,204円であります。

9ページになります。

6 資本金は、(1) 自己資本金で、74億8,613万5,729円であります。

7 剰余金は、(1) 資本剰余金、(2) 利益剰余金で、合計4億6,949万8,714円であります。

資本金、剰余金の資本合計で79億5,563万4,443円となり、資産合計と負債・資本合計とも143億3,095万3,647円であります。

10ページをお開きください。

平成27年度の事業報告書であります。概況につきましては局長が説明しましたので、12ページ、職員に関する事項につきまして、説明いたします。

平成27年度の職員数は、水道管理課・上水道課合わせ、31人で前年度と同じであります。

また、水道事業支弁職員は、損益勘定支弁職員が20人、資本勘定支弁職員が2人で、前年度と

同じとなっております。

13ページから16ページは、改良事業等であります。件数で37件、工事費で6億3,819万3,680円であります。

次の17ページは業務量を、給水人口から有収率までを示してあります。有収率につきましては、全体で91.4%であります。

また、下段は供給単価・給水原価を示してあります。

次に、19ページをお開きください。

4会計の(2)の企業債の状況ですが、本年度の借入れ額7,290万円、償還額3億6,265万7,012円で、その結果、当年度末企業債残高41億3,738万6,910円となり、前年度より2億8,975万7,012円の減であります。

20ページは、消費税の経理処理方法を記載してあります。

21ページになります。

キャッシュフロー計算書であります。1年間の現金収支を性質別に記載したものであります。1、業務活動によるキャッシュフローは、予算第3条収益的収支に係る現金の増減であります。2、投資活動によるキャッシュフローと、3、財務活動によるキャッシュフローは、予算第4条資本的収支に係る現金の増減であります。本年度の現金減少額が2億1,298万5,335円となり、前年度からの繰越し現金と合わせ、年度末現金残高が8億7,257万1,630円の残高となっております。

また、この現金残高が、7ページ貸借対照表の現金預金と一致するものであります。

22ページから24ページまで、収益的収支及び資本的収支明細書であります。

25ページをお開きください。(1)有形固定資産明細書であります。1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。

④の年度末現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表の有形固定資産と一致するものであります。

(2)無形固定資産の水利権につきましては、川内川水利権申請に係る委託料を計上してあります。

27ページから34ページが地域別の企業債明

細書であります。

以上で、水道事業の決算について、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(谷津由尚) 3点、質問します。

まず、1つ目ですけど、有収率が0.1%減少してるんですけども、これについてはどういう対策を講じられるのかということが1つ目です。

2つ目です。去年の9月のときの資料、9月本会議のときに水道料金の改定の議案のときに出された資料なんですけども、そのときの平成27年度の試算と比較した場合に、この当期純利益の1億1,767万円は一致してるのかどうかということが2点目です。

3点目ですけども、この平成27年度の決算の時点の損益勘定利用資金の過年度分は全部使い切っていないと思うんですけども、当年の分も含めていくらになってるかを以上3点、お願いします。

○水道工務課長(四元新一) それでは、私のほうから第1点目の有収率の関係、マイナス0.1ポイントとなっているが、対策等ということであります。

まず、なった原因と思われますのが、ことしの1月寒波、雪が降りまして、そのときに空き家を含めた給水管漏水が1,000件以上ございました。それによりまして、配水池等が低下したり、いろんなそういった事象がありまして、漏水と、漏れた水がかなり料金に反映されない水があったということで、この0.1%はそれが大きな原因かと推測されるところではございます。

この有収率の向上に向けては、以前より老朽管の更新だったりとか、今年度より力を入れていきます耐震化の方針だったりとか、そういった更新事業で、今後は有収率は上がっていくというふうに考えております。

この0.1%というのは、災害寒波による災害による原因ということで、一応、考えているところでございます。

以上でございます。

○水道管理課長(草留隆志) 先ほどの2問目の質問であります。

平成27年料金改定のときの使用と比較した場

合ということで、資料的にはどうなのかということでございますけども、料金改定につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間の財政計画という形で出しておいて、平成27年度分については資料として出しておりませんでしたので、この欠損の場合にどういうふうになったかというのは、ちょっと資料として持ち合わせていないところでございます。

あと過年度分の利用資金につきましては、平成26年度は6億6,700万ございまして、平成27年度で補填財源として6億6,700万全額使用したところでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） まず1点目の有収率の件は、耐震化の工事で今後対策をされますということだったんですけども、今回の寒波による漏水というのは、私が聞いている範囲では、大概が空き家とか、個人の敷地内での漏水が多かったっていうのも聞いているんです。そうした場合に、その、つまり水道メーターのあるところですね、個人の敷地内に入った水道メーターがあるところまでが個人の敷地内で壊れた場合に、これがその今のおっしゃった対策で適応できるのかということですね。それが1つです。

それと済いません、2点目ですけど、去年の9月の資料では、平成27年度のまず資産があって、それに対して平成28年度からこうこうというふうになったという記憶なんですけど、もし違ったらそのようにおっしゃってください。

以上、2点です。

○水道工務課長（四元新一） それでは、第1点目の、水道メーターまでの給水管について、それが破損した場合、対応できるのかという質問だったと思います。

これにつきましては、今の水道局で管理しておりますのは、水道メーターまでを個人の敷地内を含めて管理してございますので、もしそこで漏水等があった場合は、対応できます。

今回、寒波による大きな原因と言いますか、メーター機以降の建屋も含めて、メーター機以降の漏水が多かったと。本来でしたら、すぐ、メーター機のところの伸縮止水栓というバルブがありますけど、そこでとめて、一時的にはとめられるんですけど、今回、積雪がございまして、特に祁

答院・入来地区はそのメーターの位置をまず探せないというのがあったりして、水道局の職員も行っていろいろ探したりしたんですが、最終的には常日ごろ見ていらっしゃる検針員さんをお願いして、特定していただいて、それを対応したところでございました。

メーター機までの給水管については、今後も水道局のほうに通報・報告していただければ、随時対応していくこととしておりますので、そういう対応で有収率の向上においてはきちんとやって行きたいと考えております。

以上でございます。

○水道管理課長（草留隆志） 先ほどの2点目の質問についてでございますけども、昨年9月の議会のときに、提出しております資料につきましては、平成25年度決算までの数字を、積み立てを今後どうなるかということで試算をしているものでございます。動力費とか修繕とか委託料とか雑費などの試算をして、料金につきましても平成26年度決算見込みをもとに今後の試算をしているところでございまして、平成27年度につきましては、水道料金について言えば平成26年度の決算見込みを、推移を見ながら提出したというような資料だったというふうに理解しております。

以上です。

○委員（谷津由尚） 1点目の件については、有収率の件です。今から空き家がやっぱりふえていく中で、その同様の寒波が来たときの今後の対策というのが非常に気になっていくんだろうと思いますので、日ごろから、その検針の方々に対して、何かすぐ対処できるようなシステムというのはつくっておくべきだろうと思いますので、ぜひ今回の寒波の教訓を生かして、そのように動かれることをお願いをします。

それと、2点目ですけど、済いません、じゃあ、端的にお伺いします。確かに水道料金改定は平成28年度からの予定だったんですけども、そのベースになるのが平成27年度までの経営状態ということになるわけで、そのときに判断された試算結果に対しては、この平成27年度までの決算というのは予定どおりでしょうか、という質問に変えます。

○水道管理課長（草留隆志） 平成27年度につきましても、純繰越金が1億7,000万程度出て

おりますので、水道事業としては健全な経営をしたものと思っております。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑が尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案について剰余金処分等、決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、平成２７年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について、採決します。

本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成２７年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第１３４号 薩摩川内市一般会計決算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１３４号決算の認定について、平成２７年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、議案第１３４号薩摩川内市一般会計決算のうち、水道管理課・水道工務課分について説明いたします。

それでは、歳出から説明いたします。一般会計決算書の８３ページをお開きください。

２款１項５目財産管理費のうち、水道工務課分は、８５ページ備考欄のとおり、旧工業用水道事

業が廃止されたことにより、財産管理費で水源地及び浄水場の除草業務委託等をしております。

１３３ページをお開きください。

４款３項１目水道費は、備考欄のとおり、簡易水道事業及び温泉給湯事業特別会計への繰出金であります。

２０５ページをお開きください。

１３款２項１目公営企業費は、水道事業会計への負担金・補助金・出資金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして、５１ページをお開きください。

１７款１項１目財産貸付収入の１節土地建物貸付収入のうち、水道工務課分は、備考欄下段にあります、旧工業用水道事業跡地における電柱の土地貸し付け収入であります。

５７ページになります。

１９款２項３目１節温泉給湯事業特別会計繰入金は、温泉給湯事業特別会計からの建物等移転補償費一般会計前年度繰り入れ分の繰出金を繰り入れたものであります。

以上で、一般会計のうち、水道管理課・水道工務課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第１３４号の審査を一時中止します。

以上で、水道管理課及び水道工務課を終わります。御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、下水道課の審査に入ります。

まず、下水道課関係の決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、下水道課の決算の概要について、御説明いたします。決算附属書の１６９ページをごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、１の地域下水処理事業では、川内地域の永利処理区及び鹿島地域の鹿島処理区の地域下水処理施設の維

持・管理を行いました。両処理区の概況は、下の表のとおりでございます。

続きまして、開けていただきまして、170ページをごらんください。2の小型合併処理浄化槽整備補助事業についてでございます。平成27年度は380基の合併浄化槽の設置に対し、補助金を交付いたしました。

次に、171ページ、3の特別会計への繰出金につきましては、四つの特別会計に対し、支出をいたしております。

次に、その下、4の雨水ポンプ場事業は、公共下水道の供用区域外に設置しております中郷及び平佐ポンプ場の維持管理経費であり、大雨災害時に問題なく運転できるよう、適正な管理を行いました。

次に、開けていただきまして172ページでございます。5の都市下水路事業は、公共下水道の供用区域外にございます、記載の四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、その下、6の下水道管理費では、下水道事業の実施に伴う一般職員11名、嘱託員1名の人件費等を支出したところでございます。

次に、7の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、県の補助金を活用し、上下水道技術者育成支援事業及び給排水工務技術者育成支援事業を、薩摩川内市管工事業協同組合に委託して実施しております。

次に、173ページをごらんください。公共下水道事業特別会計について、御説明いたします。

まず、1の公共下水道処理施設管理についてでございますが、川内処理区及び上甕処理区の下水処理施設の維持管理に係る包括的民間委託のほか、向田中継ポンプ場の修繕等を行うとともに、川内処理区内の雨水管渠及び向田ポンプ場の維持管理を行っております。

同ページの下には、向田ポンプ場の施設概要を、次のページ、174ページには雨水処理及び二つの下水処理区の概要を掲載しているところでございます。

次に、175ページをごらんください。2の公共下水道整備につきましては、川内処理区の平佐地区の管渠整備・舗装復旧工事を行うとともに、下甕地域の長浜地区の公共下水道整備に係る基本構想・全体計画の策定業務を実施いたしました。

次に、3の公債費につきましては、施設整備等に伴う起債に係る元利償還金について、一般会計からの繰入金により支出しております。

なお、この後の各特別会計におきましても、公債費の支出がございますが、説明を割愛させていただきます。

次に、お聞きいただきまして、176ページでございます。

農業集落排水事業特別会計で、1の農業集落排水処理施設管理では、次の177ページまでの表に記載しております城上処理区のほか、4処理区の処理施設の適正な管理に努めたところでございます。

続きまして、178ページをお開きください。

漁業集落排水事業特別会計において、1の漁業集落排水処理施設管理では、上甕地域の平良地区のほか、下甕地域の2処理区の処理施設の適正な維持管理を行うとともに、手打処理区につきましては、特に接続促進に取り組んだところでございます。

最後に、179ページ、浄化槽事業特別会計では、1の浄化槽施設管理において、上甕地域の江石、小島、瀬上及び桑之浦地区に設置した浄化槽の適正な維持管理に努めました。

以上で、下水道課の決算の概要について説明を終わります。

詳細につきましては、課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

△議案第137号 平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第137号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） 下水道課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第137号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

各歳入歳出決算書の242ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、公共下水道事業の管理に要する経費で、支出済額は1億3,304万4,165円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託ほか10件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでありますが、13節委託料につきましては、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託、向田ポンプ場の大雨対策による運転管理業務委託の執行残によるものでございます。

また、15節工事請負費につきましては、市道駅前白和線の改良工事の進捗に伴う下水道管の移設工事の執行残によるものでございます。

18節備品購入費につきましては、井戸水を使用する新規の接続がなかったため、計量用のメーター機等を購入する必要がなかったこと。

また、23節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、未執行となったものでございます。

次に、2款1項1目施設整備費は、公共下水道事業の整備に要する経費で、支出済額は4,400万2,933円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、職員1人分の給与費及び川内処理区事業計画変更図書作成業務委託ほか4件が主なものでございます。

1目施設整備費の繰越明許費952万8,000円につきましては、川内地区公共下水道整備事業費、長浜地区公共下水道整備事業費について、翌年度へ繰り越しを行いました。

うち、川内地区公共下水道整備事業では、平佐地区の私道路の管渠整備に地権者との調整に不測の期間を要したことから、工事請負費447万4,000円を繰り越したものですが、これについては、6月末で完了しているところでございます。

また、長浜地区公共下水道整備事業については、平成27年度に実施した基本構想・全体計画に不測の期間を要し、完成が遅れたことから、国の補助採択等に必要事業計画策定業務の発注が3月となり、委託料505万4,000円を契約済み繰り越したものでございます。

次に、不用額についてであります。1目施設整備費13節委託料908万8,200円の不用額は、長浜地区基本構想・全体計画策定業務委託等

の執行残によるものでございます。

22節補償・補填及び賠償金の不用額69万3,000円は、污水管渠築造工事に伴う水道管及びガス管移設の実績によるものであります。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で3億2,344万5,380円で、施設整備等に伴う長期債の元利償還金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、238ページをお開きください。

1款1項1目1節公共下水道事業分担金の収入済額は2万2,500円で、上甕処理区の公共下水道事業分担金であります。

1款2項1目1節公共下水道事業分担金の収入済額は1,404万8,800円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金であります。

同じく2節公共下水道事業負担金滞納繰り越し分の収入済額は20万円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金滞納の繰り越し分でございます。

収入未済額104万3,600円は、滞納繰り越し分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2款1項1目1節公共下水道施設使用料の収入済額は1億2,077万6,660円で、川内処理区及び上甕処理区の公共下水道施設使用料でございます。

収入未済額502万5,480円は、滞納繰り越し分として、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、平成27年度において、23万3,450円を、滞納者が行方不明により徴収不納となったため、地方自治法の規定による5年を経過したことにより、不納欠損処理しております。

同じく2節公共下水道施設占用料の収入済額は9,540円であります。

次に、2款2項1目1節指定等手数料の収入済額は3万6,000円であります。

同じく2節確認手数料の収入済額は35万4,100円で、排水設備計画確認等に伴う手数料であります。

2項2目1節督促手数料の収入済額は10万2,600円であります。

収入未済額9万1,900円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

なお、平成27年度において5,300円を不納欠損処理しております。

次に、3款1項1目1節公共下水道事業費補助金の収入済額は400万円で、川内処理区宮里浄化センターのポンプ棟増設のための実施設計業務委託及び向田汚水幹線耐震診断業務委託に係る社会資本整備総合交付金で、補助率は50%でございます。

次に、240ページをお開きください。

4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は3億5,118万501円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は358万9,777円で、市道駅前白和線の改良工事に伴う下水道管の移転補償金と原子力立地給付金が主なものでございます。

次に、7款1項1目1節公共下水道事業債の収入済額は1,270万円で、川内処理区の宮里浄化センター実施設計業務及び向田汚水幹線耐震診断業務並びに平佐地区内の私道管渠築造工事に係る下水道事業債で、充当率が100%でございます。

続きまして、244ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額5億702万円、歳出総額5億49万2,000円、歳入歳出差し引き額652万8,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰り越し額652万8,000円で、実質収支額はゼロ円であります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第138号 平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第138号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第138号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

決算書の253ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、農業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は5,079万9,741円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、里浄化センターほか維持管理業務委託ほか14件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、11節需用費の不用額292万9,029円につきましては、主に里浄化センターの水処理施設の改善による下水道汚泥を堆肥化するコンポスト機器の運転回数の減により、光熱水費等に不用額が生じたものでございます。

また、13節委託料の不用額172万2,399円につきましては、城上浄化センターほか4箇所の維持業務委託等の執行残によるものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で、1億4,658万8,354円で、施設整備等に伴う長期債の元利償還金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき249ページをお開きください。

1款1項1目1節農業集落排水事業分担金の収入済額は14万円で、城上処理区及び祁答院中央処理区の農業集落排水事業分担金でございます。

次に、2款1項1目1節農業集落排水施設使用

料の収入済額は4,927万5,730円で、城上処理区ほか4処理区の農業集落排水施設使用料でございます。

収入未済額52万5,960円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、平成27年度において2万8,450円を不納欠損処理しております。

同じく2節農業集落排水施設占用料の収入済額は1万2,000円であります。

次に、2款2項1目2節確認手数料の収入済額は4万4,000円であります。

2項2目1節督促手数料の収入済額は3万3,800円であります。

収入未済額1万900円は、施設使用料の収入未済に係ります督促手数料でございます。

なお、平成27年度において600円を不納欠損処理しております。

次に、251ページをお開きください。

4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は1億4,755万3,273円であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は32万9,292円で、原子力立地給付金でございます。

続きまして、255ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも1億9,738万8,000円で、実質収支額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第139号 平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第139号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第139号決算の認定について、平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。

決算書の262ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、漁業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は2,147万9,736円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、手打浄化センターほか維持管理業務委託ほか11件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、11節需用費の不用額138万7,929円につきましては、平良浄化センターほか2カ所の施設機器の修繕料等の執行残によるものでございます。

また、14節使用料及び賃借料の未執行につきましては、災害時のバキューム車等の借り上げを計上しておりましたが、災害対応がなかったため、23節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、全額が未執行となったものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で4,815万3,400円で、施設整備等に伴う長期債元利償還金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、260ページをお開きください。

1款1項1目1節漁業集落排水事業分担金の収入済額は28万円で、手打処理区に係る漁業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目1節漁業集落排水施設使用料の収入済額は1,838万6,430円で、平良処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設使用料でございます。収入未済額3万9,910円は、滞納

繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

同じく２節漁業集落排水施設占用料の収入済額は、９、０００円になります。

次に、２款２項１目１節確認手数料の収入済額は３万３、４００円であります。

２項２目１節督促手数料の収入済額は、８、１００円であります。収入未済額９００円は、施設使用料の収入未済に係ります督促手数料でございます。

次に、４款１項１目１節一般会計繰入金の収入済額は、５、０７６万１、９８２円であります。

次に、６款２項１目１節雑入の収入済額は１５万４、２２４円で、原子力立地給付金でございます。

続きまして、２６４ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも、６、９６３万３、０００円で実質収支額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑がないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第１４０号 平成２７年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第１４０号決算の認定について、平成２７年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第１４０号決算の認定について、平成２７年度薩摩

川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。決算書の２７１ページをお開きください。

まず、歳出について、説明いたします。

１款１項１目一般管理費は、上甕地域の市設置型浄化槽の管理に要する経費で、支出済額は、９５７万２、３８４円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、上甕地域戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託が主なものであります。なお、各節の不用額については、それぞれの実績によるものでございますが、また、２３節償還金利子及び割引料の未執行は、過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、全額未執行となったものでございます。

次に、３款１項公債費の支出済額は、１目元金及び２目利子の合計で５９４万１、６１２円で、施設整備等に伴う長期債の元利償還金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、２６９ページをお開きください。

１款１項１目１節浄化槽事業分担金の収入済額はゼロ円で、接続する際の分担金を計上していましたが、年度中の新たな浄化槽の接続がなかったものでございます。

次に、２款１項１目１節浄化槽排水施設使用料の収入済額は、７６１万３、４４０円で、上甕地域の浄化槽排水施設使用料でございます。収入未済額は、１万８、５１０円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に２項１目１節確認手数料は収入済額ゼロ円で、新設分がなかったものでございます。

同じく２目１節督促手数料の収入済額は、２、４００円であります。収入未済額３００円は、施設使用料の収入未済に係ります督促手数料でございます。

次に、４款１項１目１節一般会計繰入金の収入済額は、７８９万８、１５６円であります。

続きまして、２７３ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額、歳出総額とも、１、５５１万４、０００円で、実質収支額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第134号 平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止してありました議案第134号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第134号平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、下水道課分について、説明いたします。決算書の131ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

4款2項4目地域下水処理費は、下水処理施設の維持管理及び小型合併処理浄化槽設置に係る補助金交付等に係る経費で、支出済額は1億5,874万4,834円でございます。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水処理施設管理費において、永利浄化センター維持管理業務委託ほか7件、小型合併処理浄化槽整備補助事業費において、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金380件、浄化槽費において、浄化槽事業特別会計繰出金が主なものでございます。

各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、19節負担金補助及び交付金の不用額2,712万4,704円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績によるものでございます。

また、15節工事請負費の未執行は、下水処理施設管理費において、取り付け管布設工事がなかったため、同じく23節償還金利子及び割引料は過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、同じく、27節公課費は、公用車の取り

かえによる車検の必要がなくなったため、全額が未執行となったものでございます。

次に、135ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費の支出済額5,541万9,586円のうち、下水道課分は847万9,660円で、内訳は備考欄記載のとおり、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による給排水工務技術者育成支援事業業務委託ほか1件でございます。

次に、141ページをお開きください。

6款3項4目農業集落排水費は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は1億4,755万3,273円でございます。

次に、145ページをお開きください。

6款5項5目漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は5,076万1,982円であります。

次に、163ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の支出済額は4億5,676万4,286円であります。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水道管理費において、職員11人分の給与費、ポンプ場管理費において、中郷ポンプ場・平佐ポンプ場維持管理業務委託ほか2件及び中郷ポンプ場遠方監視装置設置工事、公共下水道費においては、公共下水道事業特別会計繰出金が主なものでございます。

各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、13節委託料の不用額184万1,314円は中郷ポンプ場及び平佐ポンプ場の大雨に対応した運転管理業務委託の実績による執行残が主なものであり、また、19節負担金補助及び交付金の不用額134万3,380円は、公共下水道等接続補助金の執行残が主なものであり、28節繰出金の不用額1,980万3,499円は、公共下水道事業特別会計への繰出金の執行残でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち、下水道課分の収入済額は2,136万7,900円であり、永利処理区及び鹿島処理区の下水道施設使用料でございます。

収入未済額20万5,540円は、全額下水道課

分であり、滞納繰越分として現在、徴収に努めております。

次に、21ページをお開きください。

同じく、6目3節都市計画使用料のうち、下水道課分の収入済額は6,160円で、次のページ備考欄記載のとおり、都市下水路占用料でございます。

次に、27ページをお開きください。

14款2項3目1節衛生手数料のうち下水道課分の収入済額は2万2,400円で、次のページ、29ページ備考欄のとおり、浄化槽清掃業許可申請手数料が主なものでございます。

同じく、2節督促手数料の収入済額は1万6,900円で、収入未済額2,400円は、衛生使用料の収入未済に係ります督促手数料でございます。

次に、33ページをお開きください。

15款2項3目2節清掃費補助金の収入済額は4,485万8,000円で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係ります国の循環型社会形成推進交付金であり、補助率は本土が3分の1、甌島が2分の1であります。

次に、41ページをお開きください。

16款2項3目3節清掃費補助金の収入済額は2,924万5,000円で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る県の浄化槽設置事業交付金であり、補助率は、基本補助率本土分が3分の1、離島分が4分の1となっております。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下水道課分の収入済額は1万7,475円で、備考欄、下から3番目のとおり、下水道整備貸付基金利子収入でございます。

続きまして、財産に関する調書について説明いたしますので、370ページをお開きください。

出資による権利のうち、下水道課分は下から5番目の県環境検査センター出捐金115万円で決算年度中の増減はございませんでした。

次に、375ページをお開きください。

運用基金の表中、下水道課分は、一番下の下水道整備貸付基金で、基金の総額は1億2,000万円で決算年度中の増減はございませんでした。

次に、基金の運用状況について説明いたしますので、383ページをお開きください。

下水道整備貸付基金は、下水道への接続推進を図るため、無利子の貸付制度として運用しており、貸し付けの対象は下水道施設へ接続するための排水設備改造工事に係る経費でございます。

(5)の貸し付けの状況のとおり、平成27年度中の貸し付けは1件135万円で、27年度末の基金の貸付金額は481万6,900円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 地域下水処理費のこの補助金の予算現額で1億6,080万円に対して、2,710万円の不用額が、これは補助金をそんだけ使われなかったということで、ただ、その不用額率としては16%ぐらいあるわけですし、それだけ、逆に言うと合併処理浄化槽の設置がなかったということになるわけですけど、もうちょっと推奨してほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美） 今、小型合併浄化槽の補助金でございます。平成27年度が380件ということで、ちなみに平成26年度が384件ございました。大体400件ぐらい近い形であるのかなと推進、算定しておりますけども、年々、この合併浄化槽の推進につきましては、まだ単独浄化槽の設置者等がございますので、その分もぜひ合併浄化槽に切りかえていただくような形で、広報紙等を使いながら、この接続の補助金のほうに合併浄化槽の推進を呼びかけているところでございます。今後まだ力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（谷津由尚） どうしても生活排水処理率に直結するものですから、補助金率を上げられたらどうですか。

○下水道課長（徳重勝美） 市独自でまたプラスアルファという形で、それも一つの手のうちかなというふうに思います。また今後の検討材料として考えさせていただきたいと思います。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

以上で下水道課を終わります。御苦労さまでし

た。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設政策課の審査を行います。

△議案第134号 決算の認定について
（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）まず、建設政策課関係の決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、これより建設部の審査のほう、よろしくお願い申し上げます。

まず、建設部全体といたしまして、平成27年度予算額が57億4,776万7,000円に對しまして、決算のほうが51億917万1,128円、執行率で88.89%でありました。これは、平成26年度に比べまして、2.01ポイントほど執行率が上がっております。各課室におきましては、社会資本整備事業を精力的に進めまして、大きなトラブルや事故もなく、おおむね順調な平成27年度であったと報告をさせていただきます。

それでは、建設政策課について、説明をさせていただきますので、決算附属書の128ページから130ページをお開きください。

建設政策課につきましては、建設部内の庶務、会計事務のほか、予算や事業調整、他の部署からの執行委託事業の調整、国県事業にかかわります事業促進のための要望活動を行っております。平成27年度の主な成果といたしましては、1の地籍調査事業の充実とありますが、昨年度から用地課が廃止をされ、建設政策課内に用地グループとして配置されております。入来地域の外部作業が終了し、データの数値化等、最終段階の作業を行ってまいりました。昭和36年度に旧樋脇町を皮切りに進められてまいりました地籍調査事業が全て完了いたしました。本年7月には鹿児島県より完了自治体に対しまして表彰があったところでございます。

2の土地の取得及び登記の促進につきまして、他の課からの事業用地取得や未登記処理に取り組んでまいりました。県外地権者や難航する案件もありましたけれども、県外へ直接出向き、同意をいただき、滞ることなく各路線の事業着手に入っ

ていけたところであります。

また、公共嘱託登記協会へ業務委託を行い、専門的な登記事務を行っていただき、未登記処理などの年度当初計画どおりに進められたところでございます。

3の川内川改修に関することにつきましては、県を母体といたします川内川改修促進期成会、さつま町と組織しております下流改修促進期成会、本市単独の市街部改修促進期成会の3本立てで、国土交通省本省や九州地方整備局へ要望を展開をしております。

4の南九州西回り自動車道に関することにつきまして、県が、事務局の南九州西回り自動車道建設促進期成会、高規格幹線道路建設促進期成会を中心に活動を展開してまいりました。

また、阿久根川内道路として、平成27年4月9日に事業決定をいたしましたことから阿久根市と建設促進協力会を立ち上げ要望活動を展開しております。地元説明会も数箇所で開催し、中心線測量や調査など現地に入り、作業が進められたところでございます。

今後も国、県機関との連携調整により、一日でも早い時期に用地交渉に入れるように、また、工事着手できるように地元と調整をしながら要望強化に努めてまいります。

また、県の事業であります藺牟田瀬戸架橋につきましても、既に14基の橋脚が全て海面から姿を現してございまして、いよいよ第3橋梁第4橋梁の上部工へ移ってまいります。

この後、詳細につきましては、課長のほうから説明がでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）引き続き当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）建設政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第134号決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち建設政策課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、決算書の95ページをお開きください。

2款1項13目地籍調査費の支出済額6,867万9,392円は地籍調査事業に係る経費と、市道等の用地取得並びに本市未登記解消に

向けた経費が主なものであります。

支出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項地籍調査事務費において、地籍調査関係職員の給与費及び公共嘱託登記業務委託ほか6件と、事項用地管理事務費において、行政事務嘱託員報酬、用地関係職員の給与費及び、公共嘱託登記業務委託ほか8件が主なものであります。

不用額についてであります。13節委託料の不用額718万5,621円につきましては、公共嘱託登記業務委託料の執行残で、地籍調査事務費において、地籍図修正の実績によるほか、用地管理事務費において、平成27年度中の処理を予定していた案件が関係権利者との調整に時間を要し、年度内での処理ができなかったことによるものであります。

次に151ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費の支出済額2億7,848万2,475円は、職員の人件費などの一般管理経費及び道路関係の要望活動等に要した経費であります。

支出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項土木総務費において建設部関係職員の給与費並びに次の154ページになります鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会負担金ほか8件が主なものであります。

なお、負担金の額につきましては、それぞれの各期成会、協議会等において均等割、人口割並びに道路河川延長割等で決定されております。

次に、157ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費の支出済額1億5,152万827円のうち建設政策課分は163万9,810円であります。

支出の内容であります。各種期成会への負担金等や、河川改修関係の要望活動並びに、総会等への出席に要した経費で、備考欄記載のとおり、事項河川管理費において、川内川下流改修促進期成会分担金及び川内市街部改修促進期成会補助金等が主なものであります。

次に、159ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費の支出済額7,848万7,336円のうち建設政策課分は41万260円であります。

支出の内容であります。各種協議会等への負担金や港湾関係の要望活動並びに、総会への出席

に要した経費で、備考欄記載のとおり事項港湾総務費において、日本港湾協会会費ほか2件が主なものであります。

次に、8款5項1目都市計画総務費の支出済額1億6,800万2,590円のうち、建設政策課分は75万6,060円であります。

支出の内容であります。南九州西回り自動車道の建設促進に係る協議会等への負担金や要望活動並びに総会等への出席に要した経費で、次の162ページの備考欄にほどに記載のとおり、事項南九州西回り自動車道建設促進事業費において、同自動車道建設促進期成会負担金ほか2件が主なものであります。

続きまして、歳入について、御説明いたしますので、前に戻っていただき、27ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料の収入済額5,363万4,300円のうち、建設政策課分は、備考欄一番下の地籍成果品交付手数料82万4,980円であります。

この手数料につきましては、地籍調査の成果品であります一筆座標、多角点座標及び多角点網図の交付手数料になります。

次に、39ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金の1節総務管理費補助金の収入済額1億5,086万954円のうち、建設政策課分は、備考欄一番下の地籍調査費補助金24万円であります。

これにつきましては、先ほど部長からもありましたとおり、平成27年度旧入来町の地籍調査事業の実施に伴い交付されたもので、補助率は国が2分の1、県が4分の1であります。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の収入済額4億9,810万1,981円のうち、建設政策課分は70ページをお開きください。備考欄中ほどになります。南九州西回り自動車道川内道路建設促進協力会解散負担金返戻金1万4,580円と、その下の同自動車道川内限之城道路建設促進協力会解散返戻金9万7,756円であります。

この返戻金につきましては、同自動車道の供用開始に伴い、同協力会を解散し、解散時の予算残金を雑入として受け入れたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします

します。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）地籍調査事業が一応、平成27年で終わったということで、非常に苦勞されて、完了されただろうと思います。本当に御苦勞さまでした。

それで、結構あちこちで筆界未定になった部分もあると思うんですけども、これは、地域の実情によって仕方がなくだと思うんですが、努力されて、そういうようなことになったというふうに理解をしているんですけども、全体的に何箇所ぐらいで平米数はどのくらいのものが筆界未定になっていますか。わかっていたら、お知らせください。

○建設政策課長（須田徳二）件数につきましては、筆界未定地8,504筆になります。面積にしまして、725.6ヘクタールということで、実績を持っているところです。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設政策課を終わります。御苦勞さまでした。

ここで休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時48分休憩

~~~~~

午後 0時57分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第134号 決算の認定について

（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）まず、建設整備課関係の決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、午後もし引き続きよろしくお願い申し上げます。

建設整備課になります。附属書は132ページから133ページになります。

1の道路交通ネットワークの整備であります。市道の整備推進といたしましては、都市計画道路として、駅前白和線の整備を進めておりまして、昨年度から春田川に係ります新地橋のかけかえ工事を行っております。

また、懸案でありました網津の唐浜海水浴場に通じます網津唐浜港線の網津踏切につきましては、完成することができました。

甌におきましては、中甌江石線、手打4号線、鳥ノ巣線をそれぞれ国の補助事業で実施をいたしました。

市の単独事業といたしましても各地区から要望のあります、道路改良路線のうち14路線を整備をしたところであります。

電源立地校区振興事業では、滄浪地区の久見崎循環線、高江石田線、寄田の新田大山線等を実施いたしました。

県道の整備といたしましては、川内串木野線、高江校区であります。ほか6路線を整備をいたしております。それに伴います負担金を支出いたしております。

2の港湾施設の充実及び利用促進といたしましては、川内港の沖堤防、「一文字堤」と呼んでおりますけれども、西防波堤の整備や里港、長浜港の岸壁補修補強等をそれぞれ整備いただき、負担金を支出いたしております。

懸案の唐浜埠頭整備につきましては、前伊藤知事からゴーサインも出ているところでありまして、今後港湾計画の変更など、県や関係機関と連携し、早期の事業化へ向け作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3の公園緑地の整備といたしましては、長寿命化修繕計画に基づき遊具等の整備を行いましたとともに指定管理者による市内全ての公園を事故なく管理をすることができました。

平成27年度より観光施設の公園も管理をするようになり、市内の公園全体を統一した考え方で管理しているところでございます。

また、これまで整備中でありました天辰地区の土地区画整理事業内の三堂公園、あるいは久見崎

公園につきましては、順次整備が進んでまいりまして、地元へ供用を開始したところでございます。

詳しいことにつきましては、課長のほうから説明がございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）**引き続き当局の補足説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）**それでは、建設整備課分を御説明いたします。

議案第134号平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算書の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の139ページをお開きください。

6款3項1目農業土木総務費のうち、建設整備課分は、140ページの備考欄の下段のところになります。農村公園管理費で支出済額が955万2,200円で、矢立農村公園指定管理料のほか10件の委託料などに要した経費です。

次に、155ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費のうち、建設整備課分は、交通安全施設単独事業費を除いて、支出済額3億8,441万2,464円です。なお、一般道路整備事業費の一部6,949万2,000円を平成28年度に繰り越しております。

備考欄をごらんください。

一般道路整備事業費、川内地域踏切改良拡幅事業費、次ページの158ページをお開きいただき、備考欄の上段から、中甕江石線整備事業費、手打4号線整備事業費、鳥ノ巣線整備事業費などの関連する工事費や委託料及び用地購入などに要した経費です。

ここで、前のページの155ページをお開きください。

3節委託料の不用額が1,0975,640円となっておりますが、この不用額の主なものは、網津踏切の拡幅整備を肥薩おれんじ鉄道へ委託しておりましたが、この委託料の確定により不要になったものです。

次に、159ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費のうち、建設整備課分は、備考欄の港湾県営事業負担金で支出済額7,394万3,000円です。これは、川内港埠頭舗装工事ほか1件及び県が施工する川内港、長

浜港、里港に係る港湾整備に伴う負担金として支出したものです。

ここで、19節負担金補助金及び交付金の不用額が840万円になっておりますが、これは県からの要請により、負担金相当額を確保していましたが、国からの補正内示が県になかったことから負担金の拠出が不要になったものです。

次に、161ページをお開きください。

8款5項2目街路費のうち建設整備課分は、備考欄の駅前白和線整備事業費で支出済額9,788万7,627円です。なお、整備に係る事業費の一部6,844万5,000円を平成28年度へ繰り越しております。備考欄に記載のとおり、本事業に係る工事や委託及び用地購入などに要した経費です。

次に、165ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費の支出済額4億8,486万5,817円です。

なお、三堂公園整備事業費の一部1,100万円を平成28年度に繰り越しております。右側備考欄に記載のとおり、公園管理事業費、三堂公園整備事業費、久見崎公園整備事業費など、公園の指定管理料や工事及び委託料などに要した経費です。

ここで、13節委託料の不用額が230万6,914円となっておりますが、これは、指定管理料の精算を年度末に行うことから、指定管理料が減額になり指定管理者からの委託料の戻入によるものです。

次に、201ページをお開きください。

11款4項1目現年公用公共施設災害復旧費のうち、建設整備課分は、203ページ、204ページをお開きください。

備考欄の中段付近をごらんください。

建設整備課分で、支出済額6,479万487円です。昨年の台風15号により被害を受けた公園施設の修繕及び倒木除去業務委託に要した経費です。

以上で歳出について説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、決算書の17ページをお開きください。

14款1項4目農林水産使用料、1節農業使用料で、建設整備課分は、20ページをお開きください。備考欄の中段あたりに記載の建設整備課分で、収入済額1万1,480円で、東郷の藤川ふれ

あい交流公園ほか農村公園内にある電柱等の使用料です。

次に、21ページをお開きください。

14款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料で備考欄に記載の建設整備課分で、収入済額1,667万4,107円です。主なものは、寺山レストハウス及びボニー乗馬や隈之城川公園駐車場使用料の駐車料金です。

次に、29ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料、1節土木手数料で備考欄に記載の建設整備課分は、収入済額270円です。諸証明手数料でボランティア実績の証明に係る手数料です。

次に、35ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、1節道路橋梁費補助金で、備考欄に記載の建設整備課分は、収入済額5,430万5,000円です。この、社会資本整備総合交付金は、網津踏切ほか3路線の整備に伴う補助金で、補助率は、本土地域は55%、甌島地域が60%です。

次に、下段の2節都市計画事業費補助金で備考欄に記載の建設整備課分は、収入済額4,722万6,000円です。収入未済額791万4,000円は、駅前白和線に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものです。駅前白和線の整備に伴う補助金で、補助率は55%です。

次に下段の3節公園緑地事業費補助金で収入済額4,039万6,000円です。

収入未済額が499万4,000円は、三堂公園に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものです。補助率は50%であります。

次に、49ページをお開きください。

16款3項6土木費委託金、3節都市計画費委託金で、備考欄に記載の建設整備課分は、収入済額5,911万円です。これは、三堂公園内の三堂川親水護岸整備に伴う県からの委託金です。

51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入で備考欄の下段あたりに記載の建設整備課分は、収入済額204万9,203円です。これは、公園内に設置してある自動販売機などの借地料です。

次に、55ページをお開きください。

17款2項2目物品売払収入、1節物品売払収

入で、備考欄の下段あたりに記載の建設整備課分は、収入済額232万2,600円です。これは、祁答院地域にある矢立農村公園のニジマスの売却収入です。

次に、59ページをお開きください。

21款4項2目土木費受託事業収入、1節道路事業受託事業収入で、収入済額5万4,400円です。これは、県が施工した産業廃棄物管理型最終処分場の建設に伴い、市が実施した周辺地域振興事業に係る県からの受託事業収入です。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入で、建設整備課分は69ページ、70ページをお開きください。

備考欄の中段あたりに記載の建設整備課分は、収入済額1,025万1,850円です。主なものは、川内駅東口及び西口駅前広場管理受託収入及び電気水道料実費収入金などです。

以上で歳入について説明終わります。

次に財産に関する調書について説明いたしますので、367ページをお開きください。

表の区分で行政財産の公共用財産のうち、公園緑地帯の欄をごらんください。

まず、土地について54万6,309.86平米の増と2万9,131.01平米の減となっており、増減は51万7,178.85平米の増となり、決算年度末現在高が234万1,534.42平米となります。これは、寺山いこいの広場や蘭牟田池自然公園などの所管がえによる増分であります。また、減になった分は、一条殿公園などを普通財産に移し地区コミュニティ協議会などへ譲渡したことによります。建物については合計欄で3,486.10平米の増と4.39平米の減となっており、増減は3,481.71平米の増となり、決算年度末現在高が3万1,297.43平米となります。これは、寺山いこいの広場のレストハウスなど所管がえによる増分であり、また、減分は、坪塚公園のトイレなどを所管がえしたことによります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川畑善照）駅前白和線が平成27年度

に始まって、そして、今現在、工事中ですよ。あれの完成年度と、今の進捗状況はどうなんでしょう。

○建設整備課長（吉川正紀）今の進捗状況なんですが、旧橋の撤去を今やっております、上部工は終わり、今、下部工の撤去も今もうすぐ完了するところです。それに合わせて、現在下部工の工事の発注をいたしたところです。あと、今後、上部工の発注をしていくんですけど、完成年度は今の予定では、平成30年の3月の予定で今進めています。

以上です。

○委員（川畑善照）あその交差点のところが大変、難しい状況ですよ。横幅が狭い関係で。そういうこともありますので、早い時期に地域説明会もしてあるかとは思いますが、やはり不安がっていらっしゃるんです、進捗とそれから今、他の土地は購入して書いてあるんですが、借りてるんじゃないんですね。買収されてるんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）今言われました土地なんですが、道路に係る部分は購入してまして、現在の仮設道路でぐるって回ってるんですが、その部分は借地で借りています。

○委員（川畑善照）一応、地域説明会はしてほしいという声もあったもんですから、できれば自治会長を通じてやってほしいと思います。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設維持課の審査に入ります。

---

#### △議案第134号 決算の認定について （平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）まず、建設維持課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設維持課について説明をさせていただきます。決算附属書は、134ページから135ページになります。

建設維持課におきましては、市道や河川の維持

管理を中心としながら、急傾斜崩壊対策事業など防災工事にも取り組んでまいりました。

1の市道の維持管理につきましては、毎年寄せられる市民の方からの多くの要望に迅速に対応しており、要望件数の大体8割程度については対応ができています。

市道路線につきましても、平成27年度は新たな認定、廃止はなかったものの路線数といたしまして2,600路線を越え、延長も1,550キロほどになっております。

このほか法定外公共物、いわゆる里道、水路の維持管理も合わせて行っているところでございます。

2の交通安全対策の推進につきましては、県から道路交通違反等に伴う反則金の交付いただき、カーブミラーやガードレールなどの安全施設の設置を積極的に行うとともに、通学路の安全対策にも努めてまいりました。

3の橋梁整備補修事業におきましては、近年大きな問題、課題となっておりますが、橋梁の寿命化修繕計画策定作業に取り組み平成27年度より工事にも入ってまいりました。事業費が、非常に高額となることから、なかなか件数というのが伸びていきませんが、利便な補助事業等を活用しながら、今後も推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、4番目の災害に強い基盤整備につきましては、急傾斜地崩壊対策事業はもちろん、排水機場や水門の管理をはじめ、災害予防に努めてまいりました。

昨年度は、台風15号の襲来による大きな被害が発生し、風倒木処理など大きな支出が出てまいりました。

平成27年度は、5件の公共災害復旧工事を実施をいたしました。

また、中郷地区や五代地区の内水対策、排水路整備に努めたところでございます。

この後、詳細につきましては課長のほうから説明がでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）引き続き当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦）それでは、議案第134号決算の認定について（平成27年度一般会計歳入歳出決算）にかかわる建設維持課分につ

いて御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明をいたします。

一般会計歳入歳出決算書の153ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費で、支出済額1億2,729万1,328円であります。備考欄の支出の主な内容は職員給与費であります。そのほか、道路台帳整理業務委託費等や市道今村白浜線橋梁照明施設取りかえ修繕工事ほか3件等に支出したものであります。

次に、同じページの下のほうになります。8款2項2目道路維持費で、支出済額7億7,380万6,306円であります。備考欄の支出の主な内容は、道路維持補修班の人件費、道路愛護作業謝金及び市民から寄せられる要望等にかかわる道路や河川の維持修繕工事の一般分、即決分や伐採業務委託などに支出したものであります。

不用額については、8節報償費で、これにつきましては台風15号における道路清掃謝金の執行残によるものでございます。

次は、155ページになります。

8款2項3目道路新設改良費で、支出済額4億436万4,314円のうち、建設維持課分は1,995万1,850円です。備考欄の主な支出の内容は、下段のほうから少し上のほうになりますが、交通安全施設単独事業費でガードレール、カーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備に支出したものであります。

次は、157ページになります。

8款2項4目橋梁維持費で、支出済額1億8,439万8,333円であります。備考欄の主な内容は、橋梁長寿命化整備計画に伴う、田海橋橋梁補修設計業務委託ほか32件の委託に支出したものであります。

次は、その下になります。

8款3項1目河川総務費で支出済額1億5,152万827円のうち、建設維持課分は1億4,988万1,017円であります。備考欄の主な支出の内容は、河川管理費では、水門管理人報酬、河川愛護謝金、準用河川等伐採業務等の支出です。

河川施設管理費では、普通河川の寄洲除去や半崎川の護岸整備等や多目的取水組合の負担金の支出になります。

排水機場管理費では、排水機場管理人報酬等の支出になります。

160ページをお開きください。備考欄の上の方になります。

急傾斜地崩壊対策事業費では、池平地区ほか6件の工事請負費に支出しております。

次は、同じく159ページになります。

8款3項2目河川改良費で、支出済額4,574万9,500円であります。備考欄の支出の内容は、河川改修事業費で県単砂防事業にかかわる負担金と特定離島排水路整備事業費で、里地区の排水対策整備に係る支出であります。

次は、同じページの8款4項1目港湾総務費で支出済額7,848万7,336円のうち、建設維持課分は413万4,076円であります。備考欄の主な支出の内容は、港湾総務費で江石港港湾長寿命化計画策定や、港湾排水機場管理費で里町の荒切川排水機場の管理等に要した支出であります。

次は、171ページをお開きください。

9款1項5目水防費については、支出済額66万7,143円であります。備考欄の主な支出の内容は、長崎水防倉庫ほか柵設置工事ほか1件の工事に支出したものであります。

そのほか、各水防倉庫に土嚢、ブルーシート等の資材等を購入しております。

次は、同じページになります。

9款1項6目災害対策費については、支出済額11億9,505万396円のうち、建設維持課分は3億766万9,675円であります。

不用額については、17節公有財産購入費で、これにつきましては川内川河川改修に伴います大小路ポンプの移設用地費として計画をしておりましたけれども、移転先の交渉が不調に終わったためのものでございます。

174ページをお開きください。

備考欄上段をごらんください。

主な支出の内容といたしましては、薩摩川内市内水対策中長期ビジョンに伴う中郷排水施設照査検討業務委託ほか12件、及び上五代地区排水路整備工事2工区ほか20件にかかわる支出であります。並びに特別災害復旧補助金等の支出に充てたものでございます。

次に、199ページをお開きください。下段のほうになります。

1 1 款 2 項 1 目現年公共土木災害復旧費で支出  
済額 3, 9 4 1 万 8, 5 5 4 円であります。備考欄  
の主な支出の内容といたしましては、職員給与費  
と平成 2 7 年度災害復旧工事 2 か所の工事請負費  
であります。

同じく、その下になります。

1 1 款 2 項 2 目現年単独土木災害復旧費で、支  
出済額 6, 4 4 4 万 4, 0 8 0 円であります。

備考欄の主な支出の内容といたしましては、公  
共土木災害の対象にならなかった規模の小さな災  
害復旧工事で 1 3 3 件の工事請負費であります。

次は、2 0 1 ページになります。

1 1 款 4 項 1 目現年公用公共施設災害復旧費で、  
支出済額 2 億 2, 1 9 5 万 2 1 1 円のうち、建設維  
持課分は 3 9 9 万 6, 0 0 0 円であります。

2 0 4 ページをお開きください。

備考欄の下から少し上のほうに行ったところ  
です。主な支出の内容は、長崎水防倉庫建てかえ工  
事ほか 3 件にかかわる工事に支出したものでござ  
います。

以上で歳出の説明を終わり、引き続き歳入につ  
いて、御説明申し上げます。

決算書の 1 3 ページをお開きください。下段付  
近になります。

1 2 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金で収入  
済額 1, 4 9 0 万 6, 0 0 0 円については、道路交  
通法に基づく交通違反について県から交付された  
ものでございます。

次は、2 1 ページになります。中段付近です。

1 4 款 1 項 6 目 1 節道路橋梁使用料で収入済額  
3, 5 9 9 万 9, 4 6 0 円です。備考欄の主な収入  
の内容は、市道に占用している九電柱、N T T 電  
話柱、ガス管等の道路占用と法定外公共物であり  
ます里道、水路において使用している同じく九電  
等の使用料をそれぞれ継続分と新規分で分けて収  
入しております。

次に、2 3 ページをお開きください。

同目 5 節港湾施設使用料で収入済額 8 万  
3, 4 2 6 円です。これにつきましては、市が管理  
しております、上甕の桑之浦港と江石港における  
使用料でございます。

同じく、その下、6 節河川使用料で収入済額  
1 万 8, 6 5 0 円については、河川敷内における九  
電、N T T 柱等の占用使用料であります。

次に、2 5 ページをお開きください。

1 4 款 1 項 8 目 1 節消防使用料で収入済額 9 万  
5, 7 3 0 円のうち、建設維持課分については、備  
考欄の行政財産使用料 2 万 7, 7 6 0 円です。内容  
としては宮内水防倉庫の一部の敷地を中越パルプ、  
それと九州電力に貸し付けていたものであります。

次は、2 9 ページ中段付近になります。

1 4 款 2 項 6 目 1 節土木手数料です。収入済額  
1, 0 4 9 万 9, 6 9 0 円のうち、建設維持課分につ  
いては、備考欄の諸証明手数料 5, 1 3 0 円であ  
ります。これは、建築許可の申請等に必要な市道  
の幅員証明等にかかわる手数料になります。

次は、3 1 ページの中段付近になります。中段  
より少し下になります。

1 5 款 1 項 4 目 1 節公共土木災害復旧費負担金  
で収入済額 6 8 8 万円については、平成 2 7 年度  
に発生した災害の 5 件のうち、年度内完成が見込  
めず翌年度に繰り越した 2 件の公共土木災害の国  
庫負担金であります。収入未済額 2, 2 7 1 万  
5, 0 0 0 円については、年度内完成が見込めず  
2 8 年度に繰越しをした工事 5 か所の補助金であ  
ります。

次は、3 5 ページの上段になります。

1 5 款 2 項 6 目 1 節道路橋梁費補助金で、収入  
済額 1 億 4, 4 4 5 万 8, 0 0 0 円のうち、建設維  
持課分は、備考欄の社会資本総合交付金の防災安  
全交付金で 9, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円であります。  
これは、橋梁長寿命化修繕計画の国庫補助金でござ  
います。収入未済額 5, 3 3 9 万 5, 0 0 0 円につ  
いては、年度内完成が見込めず 2 8 年度に繰り  
越した工事 7 か所及び委託 4 件の補助金であり  
ます。

次に 3 7 ページをお開きください。中段付近に  
なります。

国庫委託金になります。

1 5 款 3 項 3 目 1 節河川費委託金で収入済額  
1, 2 4 4 万 1, 3 6 1 円については、国土交通省  
所管の水門や排水機場への管理委託金でございま  
す。

次は、4 5 ページになります。同じく中段付近  
になります。

県補助金であります。

1 6 款 2 項 6 目 2 節河川費補助金で収入済額  
6, 8 5 2 万円については、備考欄の急傾斜地崩壊

対策事業補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で里地区の排水対策整備に係る補助金であります。収入未済額998万円については、年度内完成が見込めず28年度に繰り越した急傾斜地崩壊対策工事2地区の補助金であります。

次は、49ページ中段になります。

県委託金になります。

16款3項6目1節河川費委託金の収入済額414万2,812円については、備考欄の県管理の水門管理委託金と権限委譲事務委託金にかかわるものであります。

次は、同目5節港湾費委託金で収入済額151万2,000円については、県管理港湾の里地区の里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金であります。

次に61ページ上段になります。

21款5項4目1節雑入で収入済額4億9,810万1,981円のうち建設維持課分は、70ページをお開きください。備考欄の一番下をご覧ください。

道路賠償責任保険分で道路の管理瑕疵3件に伴う賠償案件分の保険金9万3,162円であります。

以上で建設維持課の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

以上で建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

本来ならここまでの予定でしたが、このまま続けたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** それでは続けます。

△都市計画課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、都市計画課の審査に入ります。

△議案第134号 決算の認定について

（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（宮里兼実）** まず、都市計画課関係の

決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、都市計画課について御説明をいたします。

決算附属書、136ページになります。

都市計画課におきましては、市内都市計画区域内の事業調整をもとに、川内市街部改修事業に伴う、中郷五代線整備事業を中心に業務を展開してまいりました。

1の都市計画行政の総合的な企画及び調整では、平成27年度川内地域及び東郷地域の都市計画区域の見直しを終え、都市計画マスタープランの策定作業も完了したところでございます。

2の川内川市街部改修事業に係る都市計画事業では、大小路地区の引堤事業にあわせ中郷五代線整備について進めてまいりました。難航しておりました用地買収も完了し、支障物件の撤去も終わり、築堤工事や都市計画道路の進捗に拍車がかかるものと考えております。

なお、完成後の河川空間利活用につきまして、国・市・地元で「せんでがわ 夢見る会」という会を立ち上げ、維持管理や利用形態など、いろいろな角度から研究を重ねているところでございます。

3の川内駅周辺地区駐車場及び駐輪場の整備につきまして、指定管理者と連携しながら適切な管理運営に努めておりますが、平成27年度老朽化しておりました西口立体駐車場の入出庫管理システム——いわゆる自動券売機であります。の更新を行ったところであります。

4の屋外広告物に関することにつきましては、県の条例に基づきまして、違反広告物の撤去に努めております。職員自ら積極的に対応し、良好な景観形成と風致の維持に努めてまいりました。

5の景観に関することにつきましては、景観形成のため、景観重要資産等を指定し、保全、保護に努めておりますとともに景観学習会なども実施しております。現在、平成27年度末で11箇所の景観重要資産を登録をし、本年度、甕の西山地区を指定をしたところでございます。

以上、この後につきましては、課長のほうから詳細に説明があります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** 引き続き当局の補足説明を求めます。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 議案第134号

決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち都市計画課分について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明いたしますので、決算書の159ページをお開きください。下の段になります。

8款5項1目都市計画総務費のうち都市計画課分の支出済額は1億6,724万6,530円で、このうち、前年度からの繰越事業分の支出済額は5,650万円となっております。

備考欄の都市計画課分の事項のうち、主な支出内容について御説明を申し上げます。

事項都市計画総務費では、職員給与費11名分の職員給与費及び都市計画マスタープラン策定支援業務ほか4件の委託料、電源立地地域対策交付金事業薩摩川内市公共サイン設置工事（27—3）ほか9件の工事請負費、なお、工事請負費につきましては、公共サイン設置工事が主なものとなっております。また、この中で前年度からの繰越事業は、一般国道3号の御陵下地区景観整備工事（26—1）ほか2件を執行したものでございます。

次に事項川内駅周辺地区駐車場管理費では、薩摩川内市営駐車場指定管理料のほか、備品購入費としまして、老朽化した出入庫管理システムの更新整備及び第2駐車場区画線並びに利用料金表示板の修繕を行い、利用者の利便性向上に努めているところでございます。

事項屋外広告物管理費では、建築士業務嘱託員1人分の報酬が、主なものとなっております。

事項景観推進費では、景観案内標識板の設置工事が主なものとなっております。

下の段になります。

2目街路費のうち都市計画課分は、2億6,623万165円で、このうち前年度からの支出済額は1億6,285万5,960円となっております。

備考欄一番下と163ページの上からになりますけれども、事項中郷五代線整備事業費の主な支出内容は、都市計画道路中郷五代線門型カルバート詳細設計業務委託ほか7件の委託料、事業用地購入費、道路築造工事の市拡張部分負担金が主なものとなっております。

なお、平成26年度からの明許繰越につきまし

ては、委託料8件のうち都市計画道路中郷五代線門型カルバート詳細設計業務委託など3件のほか、用地購入費、負担金等において執行したものととなっております。

なお、平成27年度執行残のうち、土地購入費、負担金等について、合計3,062万5,000円を平成28年度へ繰り越しているところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして、決算書の23ページをお開きください。

上から9番目、14款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料の都市計画課分は3,030万5,151円となっております。

備考欄の主なものは、川内駅西口駐車場等に係る市営駐車場使用料となっております。収入未済はございません。

次に、29ページをお開きください。中央付近になります。

14款2項6目土木手数料、1節土木手数料の都市計画課分は267万9,390円となっております。

備考欄の主なものは、屋外広告物許可手数料となっております。

次に、35ページをお開きください。

これも中央付近にございますけれども、15款2項6目土木費補助金、2節都市計画事業費補助金の都市計画課分は、中郷五代線整備の用地取得及び九州地方整備局への道路築造工事負担金に係る社会資本整備総合交付金の1億7,096万2,000円で、活力創出基盤整備分の補助率は55%となっております。

次に、49ページをお開きください。

中央より少し下付近、16款3項6目土木費委託金、3節都市計画費委託金は、鹿児島県屋外広告物条例等に関する事務ほか4件に係る、権限移譲事務委託金171万7,000円でございます。

次に、71ページをお開きください。

一番上でございますけれども、21款5項4目1節雑入の都市計画課分は16万1,516円でございます。

備考欄の上から1番目の、都市計画図等の販売に係る地図販売収入のほか、川内駅西口駐車場に設置している、太陽光発電設備による余剰電力料

を収納したものでございます。

以上で、議案第134号決算の認定について（平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）、これの都市計画課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑がないと認めます。

ここで議案第134号の審査を一時中止します。

以上で、都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、区画整理課の審査に入ります。

---

#### △議案第141号 決算の認定について

（平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）まず、区画整理課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、区画整理課について御説明をさせていただきます。

附属書は137ページ、138ページにあります。

天辰第一地区土地区画整理事業につきましては、順調に進んでおりまして、最終盤に入ってきております。地区界の第二地区の事業化に向けた手続きに入ろうとしているところでございます。

地区内を流れております三堂川、立山川に架かります橋梁の整備や区画道路及び街区の造成等を家屋移転の進捗に合わせながら実施してまいりました。

また、寺前古墳公園も完成をし、地区内の新たな名所となることが期待されているところでございます。

川内駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、清算まで完了いたしまして、清算事務特別会計を廃止したところでございます。

この後、課長のほうから詳細な説明がございます。よろしくお願い申し上げます。

#### △議案第141号 決算の認定について （平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第141号 決算の認定について（平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）区画整理課です。よろしくお願い申し上げます。

議案第141号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計決算について御説明申し上げます。

はじめに、歳出について御説明いたします。

決算書の282ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費の支出済額は3億7,773万5,995円です。

平成28年度への繰越明許費1億2,508万6,000円は、関係機関との協議に不測の期間を要したことから、新立山橋上部工及び道路築造工事等が年度内完成が見込めないため、翌年度へ繰り越したものであります。

右側のページの備考欄をごらんください。

内容といたしましては、土地区画整理評価員会及び土地区画整理審議会委員の報酬、建築士業務嘱託員の報酬、職員5人分の給与費、委託料16件、工事請負費73件、建物等移転補償37件が主なものでございます。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は3億1,065万3,993円でございます。これまでに借り入れた長期債の償還元金でございます。

次に、2款1項2目利子支出済額は3,067万1,181円でございます。これまでに借り入れた長期債の償還利子でございます。

次に、歳入について御説明いたします。278ページをお開きください。

1款1項1目1節保留地処分収入は収入済額4,809万1,734円であります。

3款1項1目1節土地区画整理事業費補助金は、収入済額9,639万4,000円で、社会資本整備総合交付金として収入しております。うち活力創出基盤整備の繰越明許費は、3,411万7,000円、市街地整備の繰越明許費が

1,774万1,000円であります。補助率は、活力創出基盤整備交付金事業が10分の5.5、市街地整備事業交付金が10分の4であります。

収入未済額2,324万円は、社会資本整備総合交付金の交付決定額のうち、年度内完成が見込めないため、平成28年度へ繰越明許した事業にかかわるものでございます。

4款1項1目1節土地地区画整理費補助金は収入済額387万2,000円で、県補助金として、鹿児島県から収入しております。うち219万3,000円は繰越明許費であります。補助率は10%であります。収入未済額149万4,000円は、土地地区画整理事業費県補助金の交付決定額のうち、年度内完成が見込めないため、平成28年度へ繰越明許した事業にかかわるものでございます。

5款1項1目1節一般会計繰入金は、収入済額4億8,647万1,000円でございます。

6款1項1目1節前年度繰越金は、収入済額8,828万4,546円で、純繰越金及び前年度からの繰越事業費等に係る財源充当繰越金でございます。

7款2項2目1節雑入は、収入済額9,876円で、嘱託員の雇用保険料個人掛金を収入したものでございます。

8款1項1目1節土地地区画整理事業債は、収入済額4,310万円で、国庫補助事業にかかわる合併特例事業債分4,310万円で、うち繰越明許費分は2,440万円でございます。

次に280ページをお開きください。

9款1項1目1節土木使用料は、収入済額2万9,610円で、区域内の、電柱、電話柱の設置に伴う行政財産使用料として収入しております。

次に、実質収支について御説明申し上げます。決算書の284ページをお開きください。

収入総額7億6,625万3,000円に対し、支出済額7億1,866万1,000円で、歳入歳出差し引き額は4,759万2,000円であります。

繰越明許費繰越額にかかわる翌年度へ繰り越すべき財源は4,555万2,000円で、これを差し引いた実質収支額は2,003万9,000円となっております。

以上で、説明を終わります。よろしく願ひい

たします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）事業費というか、平成27年度の事業費合計が5億632万9,000円に対して、繰越明許が1億2,500万円あると。平成27年度の事業費の内容を見ると、その前年度平成26年度からの繰越明許が1億6,200万円を占めとるわけです。どうしてもこの前年度からの繰越明許の額がだんだん大きくなっていやせんかと、比率で20%ぐらいあります。ちょっと原因をさっき言われたんですが、もう少し詳しく説明してほしいのと、これが正しい姿なのかというのをちょっと説明をお願いします。

○区画整理課長（川畑 稔）今回の繰越明許費につきましては、国の内示額の決定によらないと発注ができないということから、上部工がほとんどメインを占めているものでございまして、発注時期がおくれるということから、年度内完成ができないということで、繰り越しをせざるを得なかったということでございます。

○委員（谷津由尚）それは、平成26年度についても同じようなことですか。

○区画整理課長（川畑 稔）平成26年度の場合は、建物移転がもう1棟あったんですけども、それに伴うものと、国の内示額の決定がおくれたということから、発注時期が、工期が足りないということから、繰り越さざるを得ないというような状況で、繰り越しせざるを得なかったものでございます。

○委員（谷津由尚）国の内示が遅いということは、それだけ業者選定から、その実際の着工に至るまでのタイミングがおくれて、そうおくれるのはわかるんですけど、これから先のこの天辰の事業、第二工区に移っていくわけですけど、言ってみたら、結局は、その国の補助というか、国庫事業にほとんどウエートがあるわけで、ということは、この現象というのはずっと続いていくわけですか。

○区画整理課長（川畑 稔）基本的に補助事業の分につきましては、国の内示額で不足する分について、発注できる分については可能だと思っておりますけれども、足りない場合には追加補正をする

ということで、補正予算を計上して発注せざるを得ないということで、全てがそういうこととは言えないんですが、繰り越しせざるを得ない年度もあるというふうに思います。

**○建設部長（泊 正人）** いろんな公共工事があるわけですが、特に、区画整理につきましては、課長のほうから2番目に回答しましたその建物移転が終了しないと、建物がのいていただかないと、そこを工事ができないということで、区画整理特有の慢性化したそういう繰り越しというのがあります。

ただ、先ほどの橋梁につきましては、その年度たまたまだったというふうに理解をしておりますので、今後できるだけそういうのは解消していかなければ、行く方向で考えている。道路改良単品でありますと、前年度、前年度で用地を買いながら、国の補助が来たときに発注をしながら工事をいくという手法をとれるように、今、大分改善はされてきておりますけれども、区画整理につきましても、相手はあることですが、できるだけ繰り越しを減らしていくようにしていきたいというふうに考えております。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

**○委員（谷津由尚）** 詳細を言うと、その年によって、国庫支出金、県支出金と本市が出すお金と比率は変わるんだと思うんですけど、私が心配してるのは、どうしても国は、今から先、将来的には、地方に出すお金は減額する方向で動かざるを得ないという傾向がある中で、しかし、そのインフラ関係はきちんと整備をせないかんという方針も一方では出しているながら、そういう矛盾な傾向があるわけですけど、わかるんです。分かるんですけど、でも、それでその予定してた工事に対して、国の決定が遅かったから来年に持ち越しですっていうと、極端に言うたら、もう1年全部ずれちゃいますよね。ことし予定してたのが、もう来年、国のその助成額でやる予定のところは、全部来年にずれると。それはことしの繰り越しだから、来年事業するんですよと言っても、じゃあ、来年予定してたのは再来年にずれるということになるわけで、どうもその辺は何かどっかで線を引かないと、何かその際限がないということではないんでしょうけれども、ずるずる行かんかなと。これは市の責任というよりは、むしろ国とか県に対する

我々のアプローチの仕方によって、若干は是正はできるんじゃないかなというのもあって言わされてもらってます。ちょっとその辺を、ちょっとこれから先も第二工区に入っていくいろいろなあると思うんですが、よく見ていただきたいなと思います。

**○区画整理課長（川畑 稔）** はい。

**○委員長（宮里兼実）** 大丈夫ですか。

**○委員（谷津由尚）** はい。

**○委員長（宮里兼実）** ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

△議案第143号 決算の認定について

（平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算）

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第143号決算の認定について（平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第143号平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

決算書の300ページをお開きください。

1款1項1目清算費の支出済額は1万8,581円で、備考欄のとおり、清算事務に係る経費であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、298ページをお開きください。

5款1項1目1節前年度繰越金は収入済額1万

8,581円で、純繰越金であります。

続きまして、実質収支について御説明申し上げます。

302ページをお開きください。

歳入総額1万9,000円に対し、支出総額1万9,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円であります。繰越明許費繰越額に係る翌年度への繰り越しすべき財源はありませんので、実質収支額は歳入・歳出と同額のゼロ円でございます。

これをもちまして、川内駅周辺地区土地区画整理事業は、全ての業務が完了となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第134号 決算の認定について  
(平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第134号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第134号平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、区画整理課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げますので、決算書の163ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費のうち、区画整理課分の支出済額は5億6,332万6,150円です。

備考欄の区画整理課分の主な支出内容について御説明申し上げます。

事業計画変更及び実施計画作成業務委託ほか9件、まちづくり区画整理協会会費ほか2件の負担金のほか、天辰第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、決算書の29ページをお開きください。

14款2項6目1節土木手数料の区画整理課分の収入済額は4,320円です。主なものは、区画整理に係る諸証明手数料でございます。

次に、49ページをお開きください。

16款3項6目4節土地区画整理委託金は、収入済額2万円で、土地区画整理事業区域内の建築許可に係る権限移譲事務委託金であります。

次に、57ページをお開きください。

19款2項19目1節川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計繰入金1万8,581円は、平成27年度で川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計を廃止したことから、繰越金を一般会計に繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第134号の審査を一時中止します。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

---

△入来区画整理推進室の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、入来区画整理推進室の審査に入ります。

まず、入来区画整理推進室関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、入来温泉場地区土地区画整理事業に推進室の審査について御説明をさせていただきます。

附属書は139ページになります。

合併当初から地区全体の見直しなどいろいろ行われてまいりましたが、事業全体といたしましては、地元の御理解、御協力もあり、順調に進んでいるところでございます。昨年度、新公衆

浴場の湯之山館も完成をし、地域活性の起爆剤として大きく期待をされているところであり、現在、周辺道路の整備を中心に事業展開しているところでございます。

事業地区内の家屋移転の進捗も8割を超えており、地区外との段差やスムーズな幹線道路などの乗り入れのため、地区界付近の整備手法等の検討をしているところでございます。

詳細につきましては、室長のほうから説明がございます。よろしくお願い申し上げます。

---

△議案第142号 決算の認定について  
(平成27年度薩摩川内市入来地区土地  
画整理事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) それでは、議案第142号決算の認定について(平成27年度薩摩川内市入来地区土地画整理事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長(引地明吉) 入来区画整理推進室です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第142号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地画整理事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、決算書の291ページをお開きください。

1款1項1目土地画整理事業費におきましては、支出済額3億4,614万2,922円でございます。

右のページの備考欄をごらんください。内容につきまして主なものは、建築士業務嘱託員報酬、職員給与費3名分、建物調査業務委託等ほか13件、本町通り線ほか道路築造工事及び造成工事等18件の工事請負費、建物等移転補償17件でございます。

次に、2款1項公債費は、長期償還元金及び利子であり、支出済額は1億3,218万6,050円でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻りまして289ページをお開きください。

1款1項1目事業収入74万7,336円は、保留地処分収入であります。

次の3款1項1目国庫補助金9,395万円は、社会資本整備総合交付金として収入しており、補

助率は10分の5.5であります。

次の4款1項1目一般会計繰入金3,198万2,000円は、一般会計から繰り入れたものであります。

次の5款1項1目繰越金3,581万6,127円は、前年度からの繰越事業に係る繰越金等であります。

次の6款2項2目雑入1万4,376円は、嘱託員の雇用保険料個人掛金を収入しております。

次の7款1項1目土地区画整理事業債7,300万円は、国庫補助事業に係る合併特例事業債を収入しております。

次の8款の使用料及び手数料3万2,068円は、土地区画整理事業区域内において、行政財産目的外使用により使用させた電柱等の使用料と1件の諸証明手数料でございます。なお、国庫補助金で1,516万9,000円の収入未済額がありますが、これは翌年度への繰越明許に係るものであります。

次に、実質収支に関する調書について説明いたしますので、293ページをお開きください。

歳入総額5億2,264万2,000円に対しまして、歳出総額4億7,832万9,000円で、歳入歳出差引額は4,431万3,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源が4,350万6,000円ですので、実質収支額は80万6,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第134号 決算の認定について

(平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) 次に、審査を一時中止してありました議案第134号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長(引地明吉) それでは、議案第134号平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、入来区画整理推進室分について御説明申し上げます。

決算書の163ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費のうち、入来区画整理推進室分は、支出済額3億1,908万2,000円であります。

備考欄をごらんください。入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への繰出金であります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

---

△建築住宅課の審査

○委員長(宮里兼実) 次は、建築住宅課の審査に入ります。

まず、建築住宅課関係決算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長(泊 正人) それでは、建設部最後の建築住宅課の審査をよろしくお願い申し上げます。

決算附属書は140ページから142ページになります。

建築住宅課におきましては、建築指導、住宅管理、既存住宅改修環境整備事業などの事務に加え、他の課・室からの執行委託が非常に多く、人員も少ないながら課一丸で頑張ってもらっているところでございます。

1の建築指導に関する事業につきましては、非常に多い申請件数があるわけですが、建築許可申請や耐震診断等について滞ることなく事務

を進めてまいりました。

危険廃屋解体撤去促進事業におきましては、昨年度、台風15号の影響によりまして、前年度の倍に当たります64件を実施いたしました。また、さきの本会議でも、平成28年度分につきましても補正をいただいたところでございます。

2の市営住宅の住環境改善のための管理ということで、指定管理者へ管理委託をし、健全な運営管理に努めているところでございます。老朽化した市営住宅につきましては、政策空き家として苦渋の策を講じているところもございます。

借上型地域振興住宅では、寄田地区の2棟を建設し、本年度、入居いただきました。

これまで検討を続けてまいりました川北地区借上型市営住宅整備事業につきましては、3事業者からの応募があり、選定委員会も開催、事業者を決定し、中央公民館近くに5階建て40戸の住宅が間もなく着手できる状況でございます。

3の既設公営住宅の改善事業につきましては、公営住宅等長寿命化計画に沿って、各住宅の供用部分の修繕及び改善を年次的に実施しております。

4の崖地近接等危険住宅の移転促進事業につきましては、対象家屋につきまして周知を行い、補助金交付の制度を生かし、対象者の建物取得や解体除去について2件を実施いたしました。

台風15号による災害復旧事業ということで、市営住宅にも大きな被害をもたらした、50件近い修繕工事を行ったところでございます。

また、既存住宅改修環境整備事業につきましては、平成27年度は、国の地方創生交付金事業により、3月の補正で予算をいただき活用し、前年度以上の応募があったところです。原則補助対象は1回となっておりますが、2回目を受けられないかなど多くの市民からの要望が多く、人気も高いところで、今後も当面この事業については継続しなければならないというふうに考えているところでございます。

この後、課長のほうから詳細について説明がございします。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(宮里兼実) 引き続き当局の補足説明を求めます。

---

△議案第134号 決算の認定について

(平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳

出決算)

○建築住宅課長（福島和朗）建築住宅課です。  
よろしくお願いいたします。

議案第134号平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算について、建築住宅課分について御説明させていただきます。

まず、歳出について説明いたします。

歳入歳出決算書の89ページをお開きください。

2款1項6目企画費中、備考欄の中ほどの地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起）事業費の建築住宅課分は、既存住宅改修環境整備事業補助金です。これは、市内の施工業者を活用して、居住している住宅の改修工事を行う者に対して補助金を交付する事業で、345件の補助金を交付しました。全て平成26年度からの繰越明許費になります。

153ページをお願いいたします。

8款1項2目建築指導費は、建築確認申請の審査事務や完了検査事務に係る経費、木造住宅耐震診断や危険廃屋等解体撤去促進事業の補助金の交付に関する経費で、支出済額が1,975万5,188円です。

備考欄で主な事業を説明いたします。

日本建築行政会議ほか6件の負担金。木造住宅耐震診断補助金は、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行った者に対して補助するものでございますけれども、1件補助しております。また、市内の施工業者を活用し危険廃屋等を解体撤去する者に対して補助金を交付する危険廃屋等解体撤去促進事業補助金は、本土地区が58件、甕島地区が6件で、合計64件を交付しております。

平成28年度への繰越明許費の666万6,000円は、耐震改修促進事業補助金で、耐震診断が義務づけられた民間建築物の耐震化に係る補強計画設計を策定するのに必要な費用の一部を補助するものでございますけれども、当該物件の補強工法の方針検討に期間を要したことにより繰り越したものでございます。

また、予算を全く執行しなかったものは、8節報償費で、これは危険廃屋等選定委員会の出会謝金ですけれども、選定委員会にかかる物件がありませんでしたので、執行しておりません。

また、23節償還金利子及び割引料は、建築確

認申請手数料等の過誤納金払戻金ですけれども、これも発生しておりませんので、執行をしておりません。

続きまして、165ページをお願いいたします。

8款6項1目住宅管理費は、市営住宅の居住環境の改善のため、維持管理に要する費用ですけれども、支出済額が5億584万7,234円です。

また、平成28年度への繰越明許費の260万円は、勝目一般住宅駐輪場新築工事の工事請負費ですけれども、駐車場整備との関係で駐輪場が年内に施工できなかったため繰り越したものでございます。

備考欄で主な内容を説明させていただきます。

96名分の市営住宅の管理人報酬、19名分の職員給与費、161件の市営住宅の修繕料、202件の市営住宅の畳の表がえや、ふすまの張りかえ等の修繕料、川内地域の市営住宅の指定管理料ほか26件の委託料。

167ページをお願いします。

桜井住宅1号棟駐輪場一部改修工事ほか85件の工事請負費、雇用促進住宅川内宿舍及び入来宿舍の購入費。それと、公営住宅ストック総合改善事業費は、公営住宅の長寿命化を図るため、国の交付金を受けて、公営住宅の大規模な改修を進める事業です。その内訳は、宮里城住宅2号棟共用部分改善工事ほか4件の工事請負費、平成22年度策定しました薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画の見直し業務委託ほか2件の委託料が主なものでございます。

次に、8款6項3目危険住宅移転促進費は、崖地に近接する危険住宅の移転に補助金を交付する事業で、支出済額1,133万8,400円です。

内訳は、移転世帯が2件ございまして、建物の除却費2件、建物建設費2件、土地の取得費1件、敷地造成費が1件でございました。

203ページをお願いします。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費の建築住宅課分は、備考欄中、下のところですが、城上今寺一般住宅テラス修繕ほか34件の修繕料、上ノ原住宅倒木撤去業務委託ほか2件の委託料、平佐東一般住宅防球ネット補修工事ほか13件の工事請負費でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

21ページに戻っていただきまして、14款

1 項 6 目土木使用料、2 節住宅使用料は、収入済額が 4 億 6,650 万 62 円、収入未済額が 8,260 万 1,413 円です。その内訳は、住宅使用料の現年分と滞納分、それと、本庁管内 1 住宅、樋脇所管内 3 住宅、入来所管内 2 住宅の計 6 住宅の市営住宅駐車場使用料、それと、行政財産使用料は、市営住宅敷地内の電柱・電話柱の使用料が主なものでございます。

29 ページをお開きください。

1 4 款 2 項 6 目土木手数料、1 節土木手数料中、建築住宅課分は、備考欄の諸証明手数料と、建築確認申請の審査や完了検査の建築確認手数料です。

同じく 2 節督促手数料は、収入済額が 25 万 8,600 円、収入未済額 5 万 100 円です。内訳は、住宅使用料と住宅資金貸付金の督促手数料になります。

35 ページをお開きください。

1 5 款 2 項 6 目土木費補助金、4 節住宅費補助金は、収入済額が 4,534 万 2,000 円、収入未済額は 250 万円です。

備考欄で主なものを説明いたします。

市営住宅の家賃と、近傍同種家賃、民間の家賃ですけれども、の差額を補助する公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、補助率はその差額に対しての 50%になります。

また、崖地に近接する危険住宅の解体費用や建築費用の敷地購入費用等の移転に要する費用に対して補助する危険住宅移転促進事業補助金、それと、既存の市営住宅の大規模改修工事に充当するストック総合改善事業補助金、補助率は、補助対象工事費に対して 50%になります。

また、収入未済額の 250 万円は、耐震診断が義務づけられた民間建築物の耐震化に係る補強計画設計を策定するのに必要な費用の一部を補助するものでございますが、当該物件の補強工法の方針検討に期間を要したため繰り越したものでございます。

45 ページをお開きください。

1 6 款 2 項 6 目土木費補助金、1 節住宅費補助金は、収入済額が 318 万 7,000 円で、収入未済額が 166 万 6,000 円です。

内訳は、住宅新築資金貸付金の回収事務に対する住宅新築資金等貸付助成事業補助金、これは、補助率は回収事務費に対して 4 分の 3 になります。

また、国庫支出金と同様の危険住宅移転促進事業費です。収入未済額の 166 万 6,000 円は、国庫支出金と同様、補強工法の方針検討に期間を要したことにより繰り越したものでございます。

49 ページをお開きください。

1 6 款 3 項 6 目土木費委託金、2 節住宅費委託金は、収入済額は 22 万 7,480 円で、収入未済はありません。主なものは、県からの権限委譲による事務委託金でございます。

59 ページをお開きください。

2 1 款 3 項 1 目貸付金元利収入、6 節住宅資金貸付金元利収入は、収入済額が 812 万 9,212 円、収入未済額は 1 億 3,144 万 4,401 円です。

内訳は、現年分と滞納分の住宅資金貸付金元利収入です。

71 ページをお開きください。

2 1 款 5 項 4 目雑入、1 節雑入のうち、建築住宅課分の主なものは、市営住宅退去時に、畳・ふすまの修繕料として退去者から徴収する市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年分と滞納分でございます。また、市営住宅が同じ敷地に立地する合併団地におきまして、共用する施設の維持管理を市で行って、県から負担金をいただきますけれども、市営住宅維持管理県負担金が主なものでございます。

続きまして、財産に関する調書 367 ページをお開きください。

公営住宅の欄です。よろしいでしょうか。土地の増 605.55 平米は、入来町中須住宅の地積調査の成果による増分でございます。

土地の減の 13,488.18 平米は、本庁管内の南金剛住宅、住連木南住宅、宮内麓住宅、それと、入来町の中須住宅、立石住宅など、普通財産へ所管替による減でございます。

また、木造の建物 166.0 平米の減は、教育委員会へ所管替しました下手住宅、建物を解体しました大村一般住宅の減でございます。

非木造建物 1,464.60 平米の減は、入来町池頭住宅、立石住宅など、用途廃止して解体による減と、入来町中須住宅の普通財産への所管替による減でございます。

続きまして、債権について説明いたします。

373 ページをお開きください。

建築住宅課分は、4段目の住宅新築資金等貸付金で、27年度中の増減は696万9,312円の減となりました。その結果、年度末の現在高は1億2,510万8,807円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** ちょっと分けて質問しますが、この住宅等で収入未済額、こんな多いということで、毎年上がってきてるんですけども、貸し付けを含めて、その住宅の使用料、我々にわかるように、幾ら未収額があるのか、ちょっと総額を教えてくださいませんか。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 済いません。江口代理のほうに答弁してください。

**○課長代理（江口盛幸）** では、私のほうから御説明申し上げます。

まず、市営住宅の使用料の未納額でございますが、平成27年度で8,260万1,413円の未納でございます。これにつきましては、現年度分が563万6,212円、それと、過年度分が7,696万5,201円ということになっておりまして、前年度、平成26年度からしますと、62万5,322円の減という状況でございます。

次に、住宅資金等の滞納の状況でございます。

まず、総体で1億3,144万4,401円滞納がございまして、内訳は、現年度分が510万2,252円、過年度分が1億2,634万2,149円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○委員（大田黒 博）** この方々のその回収方法を、一旦、収納課が主になりながらなんでしょうけども、収納課が一生懸命やっているわけですよね。その中で、一つだけちょっと、長年こういう未済額が発生する中で、保証人の方々は、保証人になるとときには所得証明をとり、印鑑証明、それぞれその重要書類を提出されますよね。そして、保証人の方々が責任があると思いながら、その保証人の立つ位置、立場といいますか、そういう方々のこれだけ未収ある、ここをずっと開ければそれぞれの説明があるんでしょうけど、大まかな保証人の方々がどういう、何ちゅうか、責任があ

られていくんですけど、じゃあ、保証人の方々それだけ責任があれば、この未収額が出てこないんじゃないかなと思ってんです。その中で、課長が担当されて、以前からずっと、建築住宅来られて、何がこの原因なのか。その保証人がこれだけおられて、それだけのものを提出して、その保証人の方が連帯ですよね。連帯保証人の中でのその責務といったものが、どんな形で市が捉えて、この保証人の方々を、何ていいますか、交渉されているのか、少し教えていただけませんか。

**○建築住宅課長（福島和朗）** まず、住宅使用料につきましては、滞納が1カ月、あるいは、3カ月、1カ月になると督促状を出し、それで、3カ月滞納があると、催告状という形で、本人と連帯保証人のほうにも一緒に出さしてもらっています。委員御指摘のとおり、連帯保証になりますので、入居者が何かあった場合、当然連帯保証人の方に請求をするという形になります。催告状を出す、督促、催告でほとんどの方が入っていただけるんですけども、一部の方が入ってこないということはございます。これまで、今申し上げました多額の滞納がずっと来てるんですけども、現年分につきましては、あるいは、過年度につきまして催告をとやっておるんですけども、夜間徴収をしたり、臨戸訪問をしてやっておるんですけども、まだこれだけの数字が残ってるということでございます。

住宅資金貸付金のほうにつきましては、借りた分1億3,000円ぐらいということで、相当な大きな金額になっております。そういう滞納者自体は、数は少しずつ減ってはいるんですけども、なかなか実際もう死亡をされたり、破産をされたり、行方不明になったり、その相続の方も払っていただければいいんですけども、なかなか難しいというような現状がございまして、このような数字にはなっております。先ほど説明ありましたとおり、少しずつなんですけれども、減ってはいるんですけども、まだ高額な滞納が生じているという状況でございます。

以上でございます。

**○委員（大田黒 博）** これだけ2億のものがあって、この保証人の方々の信用があって、わかったという保証されるわけですよね、その人に対して。それで、保証人の方がその住居されてる方、

貸し付けを受けた方がそれを払わなけりゃ、保証人のほうにいくわけでしょう。保証人の方が払う、それは連帯ですから、払う責務があるわけでしょう。その辺の、こんなんしてたまってくるのは、それがちょっと少しわからないんですよ。当然保証人の方がわかったということで、1カ月、2カ月だったら払ってもらって、その人と話し合いをすれば、こんなにたまらないんじゃないかなんと思ってるんですけど。

○建築住宅課長（福島和朗） 済いません。ちょっとその辺の現状につきまして、代理のほうから、済いません。

○課長代理（江口盛幸） よろしいでしょうか。ただいまの御質疑ですけれども、ちょっと御説明をつけ加えさせていただきますと、3カ月滞納になりますと、催告書を本人、それと、連帯保証人、2名のほうに督促のこういふことで3カ月以上たまっておりますということで通知をいたします。それで、そこで大体8割、9割の方は、連帯保証人が本人さんに言われたり、また、本人さんが払われなかったりすると、連帯保証人さんが払われて、9割は大体この辺で終わるんですが、なかなか残りの2割、1割は応じられないということになります、方がいらっしゃいます。その方につきましては、最終催告書の2回目を発送いたします。これにつきましては、本人明け渡しも含めまして催告いたします。それと、連帯保証人のほうにも、こういう理由で本人が応じないということでもう一回いたします。そこで、もし両方とも分納とかそこまで応じなければ、訴訟のほうに持っていくという手続で行っておりますが、中にはそこまで過去、まあ去年も3件ほど執行いたしておりますが、そのような状況で進めております。

ただ、この残っている額につきましては、即納できない方につきましては、最低分納で誓約をさせていただいておりますので、その分がまだ未納と、まだ完納されてない分のこの未納額にはございまして、そのような形になっている状況でございます。

○委員（大田黒 博） ちょっとよくわかりませんでしたけれども、保証人の方が払われて、まあ二人おられますね。払われて、あと2割が残っていると。その2割がたまったのが、この額になっているんですか。違うんですよ。その保証人の

方々も、私知らんぞと、もう物別れになって、そういうのも入ってないんですか。そこら辺の質問。

○課長代理（江口盛幸） 今質疑の点ですが、その分も入っております。それと、訴訟はするんですが、訴訟によって取れない分、未納の分も合わせてそのような形です。

○委員（大田黒 博） その訴訟になるまでの保証人の立場ですよ。保証人の責任、その訴訟になるまでの。それがもう、さっき言いました物別れになって、もうにっちもさっちもいかんと、両方とも。そういう方々がこんなだぶついてきてるのか。最初ちゃんとした契約書を、この前ちょっと見たんですけれども、これだけやったら、保証人の方のその責務といったものは、責任といったものは相当あるんだなと思いながら、それで、先ほど、1万ないし2万のものがずっと、今言われるそのものが、3カ月たっても六、七万円、10万円以内ですよ。それを、その3カ月の以内に何とかしようという保証人との話し合いがあれば、ここまでいかないんじゃないかなと思議でならないんですけれども、何か役所の皆さん方が、ほんなら少し待ちましようというのがたまって、こういうふうになってきてるのか、保証人の方々のその追求といいますか、そのあたりの、あれだけのものをもらってですよ。もう少し問い詰めたら回収できるんじゃないかなんと思うんですけれども、どうなんですか。その辺は、もう全部その借りた方が悪いのか、保証人の方々にもう少し責任のとり方をとってもらうべき書類だと思うんですけれども。後からなれやもう役所も取りけこんし、そういうものはもう払わんでもいいちゅうのがマンネリ化してしまってるのか、少し手ぬるいような気がしますよね。その辺はどうなんでしょうかね。

○課長代理（江口盛幸） 今の件ですが、滞納で連帯保証人のほうにも請求して、最終的には訴訟までいくんですが、なかなか連帯保証人も払わない、もう全然無視されるというのにつきましては、訴訟に入って、その訴訟でもなかなか徴収できない分、また、その訴訟に入るんですが、全てを訴訟までもって、その中から大変悪質というような件につきまして、今のところ明渡し訴訟、強制執行までいたしておりますので、そういう点で滞納が、未納が発生してるという状況はあるとは思っ

ております。

○委員（大田黒 博）よくわかりませんが、住宅を借りる方、ましては、その資金を借りられる方は、その保証人を頼まれるときに、相当信用のある方だと思ってるんですよ。だから、その辺を、その本人を含めて3名の人に追求ができるわけですよ。そうしたときに、追求の仕方といったものを少し住み分けして、保証人の方に追求の仕方を少し考えて請求をしたら、僕はこんな事態には起こらないような気がするんです。だから、簡単に保証人になるちいう方はそうも簡単になられるのかなと。だけど、あれだけのものを書類をとって見てみると、税金が滞納してる、してない証明書までとられますよね。ですよ。そうした信用のある保証人の立て方をしてるのに、これだけのトラブルがあるちゅうのは、ちょっと納得いかなかったものですから、もう少し検討してもらいたいなと思います。

○建築住宅課長（福島和朗）今委員がおっしゃるとおりでございます。保証人に対しても、今までお願いという、その辺が若干少なかった面、足りなかった面もあるかと思うので、今後、委員のそういう御意見を参考にしながら、もうちょっと、入居者がもう一番なんですけれども、保証人に対しても強くアプローチをして、できるだけ回収をしていくようにやりたいと思います。

以上です。

○委員（谷津由尚）既存住宅改修環境整備事業について、これは国の緊急支援交付金をベースにやられてる事業なんですけど、平成27年度345件ということで、この345件は、市民の要求に対してちょうどだったのか、不足したのかを、まず教えてください。

○建築住宅課長（福島和朗）この国の交付金につきましては、まず、昨年度が、おとし平成26年度の3月ですけれども、1回限りということで、これだけでございます。この後につきましては、もう単独費ということでございます。

申請された方につきましては、全て交付ができたという形になっております。

○委員（谷津由尚）それ以後の、またやってほしいという声はありますか。

○建築住宅課長（福島和朗）そんなに多くの、全然これ知らなくて、こういう補助金があるんだ

けれどもという問い合わせは、何件かは確かにありますけれども、年度の途中でまたふやしてくれとかちゅう大きな意見は聞いておりません。そんな感じです。

○建設部長（泊 正人）先ほどもちょっと言いましたように、非常に人気があって、平成28年度当初で持ってた予算に対して、5月の連休明けに応募をかけて、百何十件あぶれました。すぐに6月補正を相談いただいて、平成28年度も満額で全員が入れたということになっておりまして、今課長からもありましたとおり、業界からも来年もすたっどがという話がありますので、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度もまた、ぜひ予算要求はさせていただきたいと思っております。

○委員（谷津由尚）その改修をされる方々はもちろんやられたいわけで、その効果が市内のいろんな業者さんに非常に波及するものですから、確かに国の事業で限界はあるかもしれませんが、やっぱりこれは継続していただきたいというのがあって、あんまり言うとか決算から外れてしまいますので、そういう思いがあってちょっと質問をしました。よろしくお願いします。

○委員長（宮里兼実）いいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第134号決算の認定について平成27年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、建築住宅課を終わります。当局の皆さんは御苦労さまでございました。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（宮里兼実）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、建設水道委員会  
を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 宮 里 兼 実